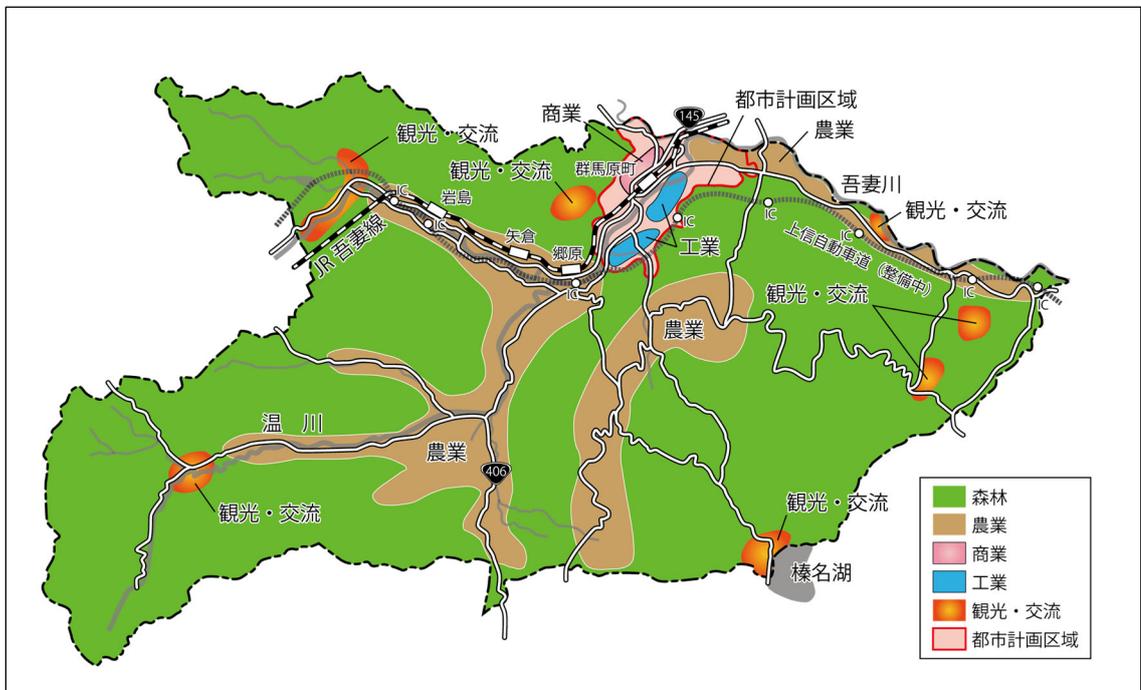


景観条例等制定に向けた調査報告書

－ 景観行政・開発規制等の状況と条例案の起草について－



土地利用方針（東吾妻町第2次総合計画より）

東吾妻町

令和元（2019）年度

目 次

1. 本調査の背景	1
(1) 第2次総合計画 前期基本計画の重点施策への位置づけ	1
(2) 町民の意識・意向と対応の必要性	1
(3) 調査・検討について	1
(4) 前提となる条件等	1
2. 町民アンケート調査結果等の分析	2
(1) 住みやすい理由.....	2
(2) 重要度・満足度.....	3
3. 景観行政の状況	5
(1) 景観行政の背景.....	5
(2) 景観法の概要	5
(3) 景観行政団体	6
(4) 景観計画.....	7
(5) 景観条例（景観法委任条例）	7
(6) 県内他市町村の取組状況	8
(7) 全国の状況.....	9
4. 開発行為の許可・指導等に関する条例等の状況	10
(1) 開発行為について	10
(2) 県内他市町村の取組状況	12
(3) 都市計画法を補完する条例の主な適用対象例	14
(4) 条例の内容について	16
5. 太陽光発電を目的とする開発を規制する条例等の状況	17
5-1 太陽光発電に関する概要	17
(1) 太陽光発電とは.....	17
(2) 東吾妻町における太陽光（日射）の状況	18
(3) 太陽光発電の課題.....	19
(4) 太陽光発電設備の設置状況	20

5 - 2 条例等の取組の状況.....	22
(1) 国・全国の自治体における法整備等の動向.....	22
(2) 県内他市町村における条例等の取組状況	23
(3) 条例の内容について	24
(4) 東吾妻町における指導等の状況	24
6. 東吾妻町における条例案の起草について	27
(1) 条例案設計の考え方	27
(2) 条例制定までの大まかなスケジュール案	28
(3) 条例等の草案	28
本報告書について.....	55
別添資料1 開発規制等条例の参考例	57
別添資料2 太陽光発電を目的とする開発規制条例の参考例.....	65

1. 本調査の背景

(1) 第2次総合計画 前期基本計画の重点施策への位置づけ

「東吾妻町第2次総合計画」の前期基本計画（計画期間 2018～2022 年度 以下、総合計画という）では、本町の主要課題である「人口減少社会」や「上信自動車道の開通」へ対応するため、施策分野の枠組みを越えた総合的かつ横断的な取組として、4つの重点施策を設定している。そのうちの一つ「重点施策3 中山間地域の特性を活かした産業を創出する」において「豊かな自然を守る景観条例の制定」を掲げ、2018～2022年度の5年間で重点的に取り組むこととしている。

(2) 町民の意識・意向と対応の必要性

重点施策を構成するテーマに「豊かな自然を守る景観条例の制定」を設定した背景には、総合計画策定時に実施した町民アンケート調査などによって町民の意識や意向が把握されたことにある。

この調査等によると、本町の魅力や誇りについて「自然環境に恵まれている」ことが高く評価される一方、近年増加する「太陽光発電設備」設置について生活や景観への影響を危惧する声や、一定の歯止めを求める声が寄せられた。特に農地における設置が懸念されている状況がうかがえ、町として早期の対応が必要と考えられた。

(3) 調査・検討について

町は、このようなことを踏まえ、関連する情報の収集や分析とこれに基づく内部検討を進めながら、令和元（2019）年度においてコンサルタントの支援を受け、本調査を実施した。

なお、本調査は、近年の国や県、他市町村の動向の把握と、現在の町の土地開発事業等に関する基準等の再確認を中心に行ってきた。

調査概況については、町土地開発事業等審査会（委員長は副町長、委員は関係課長 7名）へ随時繋ぎ、進め方や内容等を協議してきた。

(4) 前提となる条件等

本件の調査検討をまとめるにあたり、前提条件として、次の事項を整理する。

- ① 広大な町域（253.91 km²）の約8割を占める山林について、その約2割は国有林であり、その管理は国が行っている。残りの約6割の民有林等では、1 ha を超える開発行為において、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき、県知事の許可が必要である。
- ② 一定の基準を超える大規模な建築物等の新築や土地の区画形質の変更などについては、県条例に基づき、県知事への届出が必要である。
- ③ 景観的に優れる「吾妻峡」や「岩櫃城跡」は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）において「史跡名勝天然記念物」に指定されていることから、同法に基づき適切な保存や管理が行われている。

2. 町民アンケート調査結果等の分析

東吾妻町のまちづくりに関する町民の意見や評価を把握し、「東吾妻町第2次総合計画」に反映することを目的として行った町民アンケートの結果から、本検討に該当する箇所を抜粋し、以下に掲載する。

〈調査概要〉

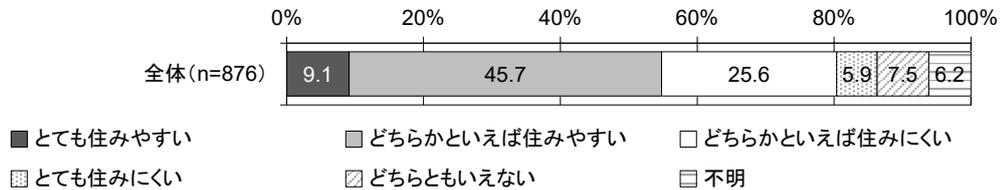
①調査名称	東吾妻町第2次総合計画策定のための町民アンケート調査
②調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の町民1,800人 (2017(平成29)年6月1日時点)
③調査方法	郵送による調査票の配布・回収
④調査期間	2017(平成29)年6月16日～7月3日
⑤発送数	1,800件
⑥回収数	876件(回収率48.7%)

(1) 住みやすい理由

①あなたにとって、東吾妻町は住みやすいですか。(1つに○)

▶「どちらかといえば住みやすい」が4割以上で最も高い

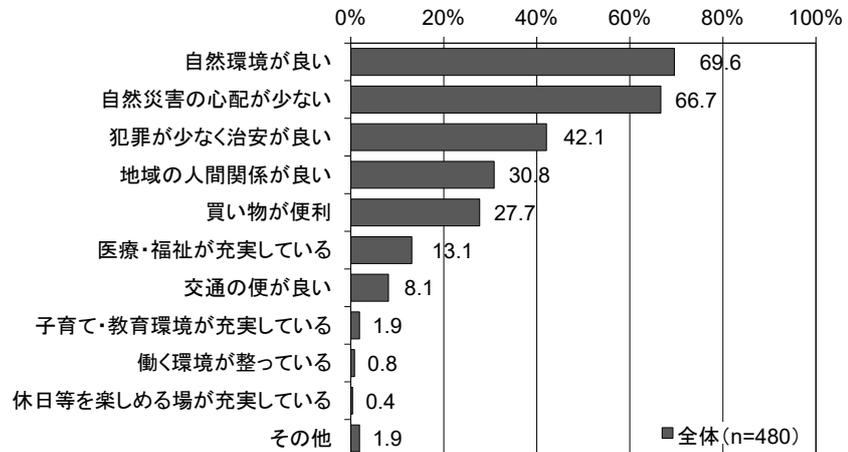
▶合計値『住みやすい』が5割以上、『住みにくい』が3割以上



②住みやすい理由に近いものをおしえてください。(3つまで○)

(上記①において「とても住みやすい」または「どちらかといえば住みやすい」の場合)

▶「自然環境が良い」「自然災害の心配が少ない」の2項目が約7割で特に高い

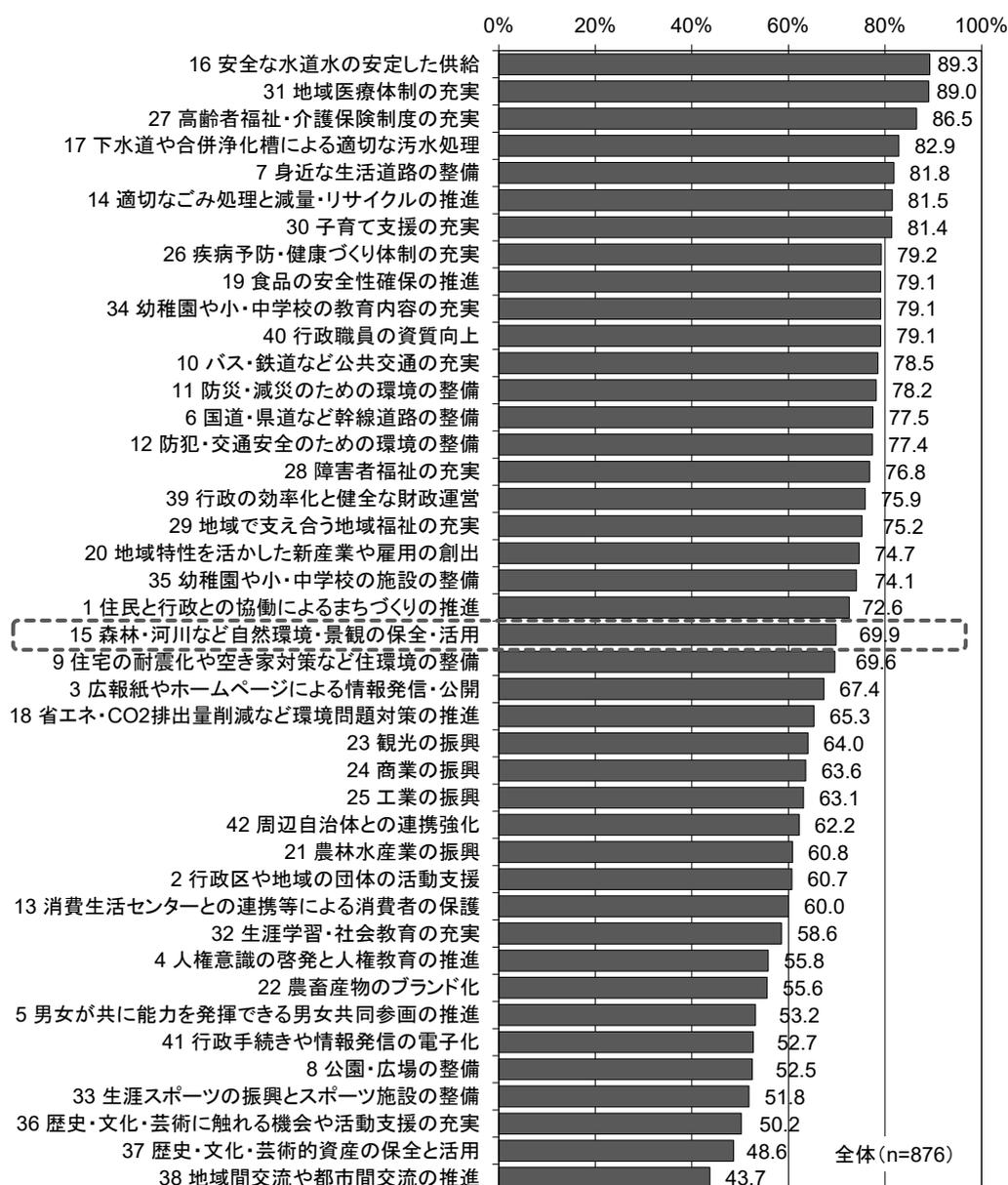


(2) 重要度・満足度

①町が現在取り組んでいるまちづくりの施策項目ごとに「重要度」「満足度」について5段階でお答えください。(42項目それぞれ1つに○)

- ▶「森林・河川など自然環境・景観の保全・活用」は「重要」が約7割(69.9%)
- ▶一方、同項目の「満足」は2割程度(21.6%)
- ▶加重平均値*で見ると、重要度1.03、満足度0.03で「現状維持」の項目群に分類

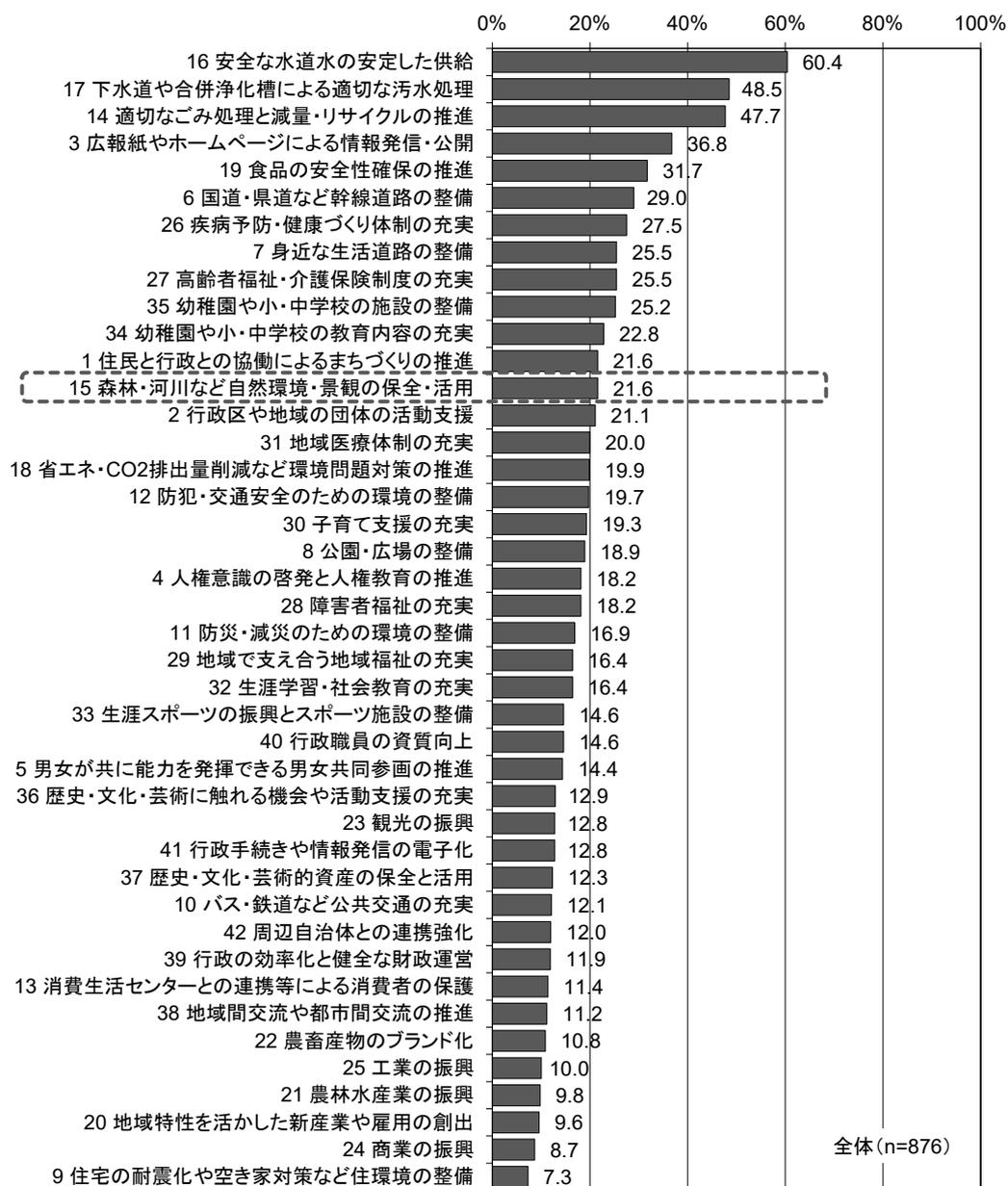
【重要度】



■「重要」+「どちらかといえば重要」

※加重平均値：「重要」・「満足」、「どちらかといえば重要」・「どちらかといえば満足」、「どちらともいえない」、「どちらかといえば重要ではない」・「どちらかといえば不満」、「重要ではない」・「不満」にそれぞれ2点、1点、0点、-1点、-2点を与えて求めた平均値。値が大きいくほど重要度・満足度が高いと考えられる

【満足度】



■「満足」+「どちらかといえば満足」

3. 景観行政の状況

(1) 景観行政の背景

高度成長期以降、経済性が優先される都市計画が主であった中、建築物の高層化や屋外広告物が景観に与える影響が懸念されるようになった。

景観に関連する法として、都市計画法（1968年）による美観地区*の位置づけ、古都保存法（「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法等」1966年）による個別の制度などが既に存在していた。これらはより広義の「景観」自体に関するものではなく、全国の自治体では法令の委任に拠らない自主条例として、景観の保全のための条例が制定されるようになった。

しかし、自主条例には強制力が伴わないため、より実効性の高い景観行政の推進に向け、法令の制定が望まれていた。

その後、2004年に景観法が公布されるが、それ以前に制定された景観に関する自治体の自主条例は約500にのぼると言われている。

(2) 景観法の概要

景観法（2004年）はその目的を「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」（第1条）としている。景観に関する国民共通の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として公布された。

※美観地区：都市計画法の地域地区のうち「市街地の美観を維持するために定める地区」として示されていた。1933年の東京都千代田区（皇居周辺）を初例として、その後大阪市、伊勢市、沼津市、京都市、倉敷市が指定された。景観法の施行（2005年）に伴って都市計画法による美観地区は廃止され、景観法による景観地区に移行した。これによって伊勢市、沼津市、京都市、倉敷市は美観地区から景観地区に移行した。

景観法の概要を以下にまとめる。

- ▶ 基本理念等の基本法の性格と、景観計画、景観整備機構等の具体的な規制や支援措置が示されている
- ▶ 都市部の景観だけでなく、農村部、自然公園等の景観も対象としている
- ▶ 地域の個性・特性が反映できるよう、規制内容はそれぞれで定める条例によって決められる
- ▶ 景観計画区域の変更命令等、強制力の行使が示されている
- ▶ 景観計画区域の策定への NPO や住民の提案が位置づけられている
- ▶ 景観地区等における建築物や工作物の形態意匠に係る認定制度が示されている
- ▶ 景観協議会、景観協定等ソフトな手法による景観整備・保全手法が示されている
- ▶ 景観重要建造物に関する建築基準法の規制緩和、予算、税制など景観整備・保全のための支援措置が示されている
- ▶ 景観法自体には景観の規制は位置づけられておらず、景観法に基づく景観行政団体（以下（3））の計画や条例が規制を担う

参考：国土交通省都市・地域整備局資料「景観法の概要」（2005年）

（3）景観行政団体

景観法（第7条）で、「景観行政団体」は都道府県、指定都市、中核市および、景観行政事務を行うそれ以外の市町村と定義されている。都道府県、指定都市、中核市は法の施行に伴って景観行政団体となり、その他の市町村は都道府県知事との協議を経て景観行政団体となることができる（第98条）。

このような位置づけは、良好な景観形成のために、地域の特性に応じた規制や誘導方策が必要であり、そのためには各市町村が地域の景観行政の中心的な役割を担うことが有効であると考えられることによる。また、都道府県と市町村が重複した役割を担うことを避けるためでもある。

景観行政団体は景観計画を定めることができると規定されている（第8条）。

- ▶ 東吾妻町が景観行政団体に移行するためには以下の手続き・段取りが必要となる。
 - ・ 群馬県との協議（担当／群馬県都市計画課。協議に先立ち景観にかかわる課題や今後の方向性、予定する調査の概要、景観計画・景観条例の策定スケジュール、策定・制定手順と体制、計画区域・基本方針・行為制限の方向性等についての調整が必要）
 - ・ 景観行政団体となる日の30日前までの公示（公示事項：景観行政団体になる旨・日）

※景観行政団体となった日から、景観計画を作成するまでの間は都道府県策定の景観計画がその団体（市町村）の景観計画となる（これについての条例制定が必要）。

※円滑な移管のため、景観法委任条例を、景観行政団体となる日までに定め、同日に施行するなど留意が必要。

(4) 景観計画

景観計画は、「都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域」において、以下のいずれかに該当する区域を対象に定めることができるとされている（景観法第8条第1項）。

- ▶ 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域
- ▶ 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域
- ▶ 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの
- ▶ 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの
- ▶ 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域

また、景観計画では以下の事項を定めることとされている（同法第8条第2項）。

- ▶ 計画の区域
- ▶ 計画区域での景観形成に関する方針
- ▶ 良好な景観の形成のために制限される行為に関すること
- ▶ 「景観重要建造物」「景観重要樹木」の指定の方針（該当するものがある場合）

(5) 景観条例（景観法委任条例）

景観法はそれ自体では、規制などはせず、具体的な制限事項などは景観行政団体が策定する景観計画に基づいて行う。また、景観計画の策定と運用には景観法の委任事項を担う景観法委任条例（以下、景観条例）を制定する必要がある。

景観条例では景観計画に関すること及び景観法に基づく行為の規制等のうち必要となる内容を定める必要があるが、それ以外に各市町村独自の内容（自主条例）を位置づけることができる。

景観条例の構成の一例を以下に示す。

- 第1章 総則（目的・基本理念・町の責務・町民の責務・事業者の責務・用語の定義）
- 第2章 景観計画（計画内容・計画への適合）→景観法委任事項
- 第3章 景観法に基づく行為の規制等（届出及び勧告等の適用除外・特定届け出対象行為・勧告及び命令等に係る手続・勧告に従わなかった旨の公表・指導・空き地等に係る要請）→景観法委任事項
- 第4章 独自の内容

(6) 県内各市町村の取組状況

群馬県内 35 自治体のうち、21 自治体が景観行政団体となっている。また、景観条例・景観計画策定中の 1 件（安中市）を除き、いずれも条例と計画が策定されている（2019 年 3 月末時）。

自治体名	景観行政 団体移行年	条例名称	条例制定年	計画策定年	計画名称
前橋市	2009 年 4 月	前橋市景観条例等施行規則	2010 年 3 月	2009 年・ 2017 年改訂	前橋市景観計画
高崎市	2006 年 1 月	高崎市景観条例	1993 年 3 月	2009 年・ 2011 年改訂	高崎市景観計画
桐生市	2013 年 4 月	桐生市景観条例	2015 年 12 月	2016 年	桐生市景観計画
伊勢崎市	2005 年 5 月	伊勢崎市景観まちづくり条例	2007 年 12 月	2007 年・ 2012 年改訂	伊勢崎市景観計画
太田市	2007 年 9 月	太田市景観条例	2010 年 3 月	2010 年	太田市景観計画
沼田市	-	-	-	-	-
館林市	-	-	-	-	-
渋川市	-	-	-	-	-
藤岡市	2012 年 8 月	藤岡市景観条例	2012 年 12 月	2013 年	藤岡市景観計画
富岡市	2005 年 12 月	富岡市景観条例	2009 年 3 月	2008 年	富岡市景観計画
安中市	2019 年 4 月	予定	予定 (2022 年)	同左	未定
みどり市	-	-	-	-	-
榛東村	-	-	-	-	-
吉岡町	-	-	-	-	-
上野村	-	-	-	-	-
神流町	-	-	-	-	-
下仁田町	2011 年 4 月	下仁田町景観条例	2011 年 9 月	2011 年	下仁田町景観計画
南牧村	-	-	-	-	-
甘楽町	2010 年 9 月	甘楽町ふるさと景観をまもり、そだて、つくる条例	1989 年 9 月	2011 年	甘楽町景観計画
中之条町	2009 年 8 月	中之条町景観条例	2010 年 9 月	2011 年	中之条町景観計画
長野原町	2014 年 3 月	長野原町景観条例	2014 年 3 月	2014 年	長野原町景観計画
嬭恋村	2013 年 2 月	嬭恋村景観条例	2014 年 12 月	2014 年	嬭恋村景観計画
草津町	2009 年 12 月	草津町景観まちづくり条例	2014 年 6 月	2014 年	草津の景観まちづくり（「景観計画」）
高山村	2010 年 3 月	高山村景観条例	2011 年 3 月	2011 年	高山村景観計画
東吾妻町	-	-	-	-	-
片品村	2014 年 12 月	片品村の美しい景観を守り育てる条例	2018 年 6 月	2018 年	片品村景観計画
川場村	2010 年 10 月	川場村みんなで作る美しいむら条例	2010 年 3 月	2010 年	川場村景観計画
昭和村	2015 年 3 月	昭和村景観条例	2015 年 4 月	2015 年	昭和村景観計画
みなかみ町	2018 年 10 月	みなかみ町景観条例	2019 年 10 月	2019 年 6 月	みなかみ町景観計画
玉村町	2018 年 12 月	玉村町景観条例	2018 年 12 月	2019 年 4 月	玉村町景観計画
板倉町	2008 年 8 月	板倉町風景条例	2010 年 6 月	2010 年	板倉町風景計画
明和町	-	-	-	-	-
千代田町	-	-	-	-	-
大泉町	-	-	-	-	-
邑楽町	-	-	-	-	-

(7) 全国の状況

全国の景観行政団体は 737（都道府県 45、政令市・中核市 74、その他市区町村 618）で、そのうち景観計画を策定済の団体は 578（都道府県 20、政令市・中核市 70、その他市区町村 488）となっている。

	都道府県	政令市	中核市	その他市区町村	合計
景観行政団体	45*	20	54	618	737
景観計画策定済	20	20	50	488	578

※景観行政団体ではない2県（愛媛県、宮崎県）は全市町村が景観行政団体に移行済
参考：国土交通省資料「景観法の施行状況」2019年3月31日時点)

4. 開発行為の許可・指導等に関する条例等の状況

(1) 開発行為について

都市計画法では開発行為を「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」(第4条)と定義している。

また、開発行為等の規制・許可について「都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法の指定都市又は中核市の区域内にあっては、当該指定都市等の長)の許可を受けなければならない。」(第29条)としている。都市計画法(第29条)、都市計画法施行令では、開発行為許可の対象区域、規模について以下を示している。

対象区域	開発行為許可の規模
市街化区域	1,000 m ² 以上の開発行為
市街化調整区域	原則として全て
都市計画区域及び準都市計画区域(区域区分なし)	3,000 m ² 以上の開発行為
都市計画区域及び準都市計画区域外	10,000 m ² 以上の開発行為

群馬県は、これを受け「都市計画法に基づく開発許可制度の手引き」(平成31年4月1日版 群馬県県土整備部建築課)をまとめており、開発許可制度の目的を以下としている(第1章 開発許可制度の概要 1 制度の目的)。

一定の市街地を形成すると見込まれる規模の開発行為をしようとする者は、あらかじめ都市計画法(以下「法」という。)による許可を受けなければなりません。

開発許可は、開発区域の規模及び予定建築物の用途に応じて、道路、公園、排水、給水等の必要な施設の設置を義務づけ、良好な水準の都市形成の誘導を図ろうとするとともに、市街化調整区域内にあっては一定のものを除き開発及び建築等の行為を制限して、無秩序な市街化を防止するという目的を達しようとしているものです。

同手引きでは、開発許可制度のあらましとして、都市計画法の内容から以下を示している（第1章 開発許可制度の概要 7 制度のあらまし）。

【1】 開発行為の許可（法第29条）

都市計画区域、準都市計画区域内又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模の開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事（中核市である前橋市、高崎市、施行時特例市である伊勢崎市、太田市、事務処理市である桐生市、館林市、藤岡市の各区域内にあっては各市長、以下総称して「知事等」とする。）の許可を受けなければなりません。

開発行為の許可を受けようとする場合には、都市計画法、同法施行令、同法施行規則、群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、同条例施行規則及び群馬県開発行為等の規制に関する規則に基づき（中核市、施行時特例市、事務処理市の区域については法、法施行令、法施行規則のほか市の条例、規則に基づき）所定の図書を知事等に提出しなければなりません。

【2】 公共施設管理者の同意等（法第32条）

開発許可の申請をしようとする者は、あらかじめ開発行為に関係がある公共施設の管理者の同意を得るとともに、開発行為によって設置される公共施設の管理者となる者と協議しなければなりません。

さらに、開発する規模、土地利用の状況等によって、他の法令や条例等に基づく許可等が必要となる。一例を以下に示す。

▶森林法

- ・ 1ヘクタールを超える開発を行う場合、あらかじめ知事の許可が必要
- ・ 対象は会社や個人が所有する「私有林」と、群馬県及び市町村が所有する「公有林」
- ・ 1ヘクタール以下の開発行為には、市町村長あての「伐採届」が必要

▶群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例（大規模土地開発条例）

- ・ 5ヘクタール以上の一団の土地の開発事業（大規模土地開発事業）を行う場合は、開発事業に係わる土地売買等の契約を締結する前や、開発に必要な法令等の許認可手続の申請の前に知事との協議（事前協議）が必要

▶その他

- ・ 群馬県水源地域保全条例に基づく森林の土地所有権移転等の事前届出制度に基づく森林の土地所有権移転等の事前届出
- ・ 環境アセスメント、太陽光発電設備に関する条例、景観法、農地法に基づく手続き等

(2) 県内各市町村の取組状況

開発行為に関する群馬県内各自治体の法令等による対応は、おおむね以下の4ケースに大別できる。

①都市計画法（第29条）の許可権者としての条例を制定

- ・開発行為の許可権は都道府県知事の他に政令指定都市、中核市、特例市、地方自治法の規定に基づく事務処理市町村の長が持ち、県内では前橋市・高崎市（中核市）、伊勢崎市・太田市（特例市（施行時））、桐生市・館林市・藤岡市（事務処理市）の7市長が知事以外の許可権者
- ・許可権者の7市のうち3市では条例を制定

②都市計画法を補完する要綱を制定

- ・要綱（行政機関内部の内規）という性格上、条例のような強制力は持たない
- ・1983年に国土交通省（当時は建設省）によって「宅地開発等指導要綱に関する措置方針」が示され、指導要綱の適正見直しが要請された。この要請は現在も継続している（「住宅附置指導要綱等の適正な見直しについて（技術的助言）」2015年等）

③都市計画法を補完する条例を制定

- ・開発指導等に関する要綱を条例化し、それに伴って要綱を廃止する例が見られる一方、条例に要綱を位置づけ、併用する例も見られる
- ・景観条例と合わせた内容とする例もある

④条例・要綱なし

- ・独自の条例や要綱は制定していないが、許可権者は知事であっても、都市計画法等によって、ほとんどの場合で市町村（長）との協議が求められる
- ・開発許可の基準は示していなくても、景観や太陽光発電など、事案によって対応できる条例や要綱等を制定している場合がある

県内 35 自治体のうち、許可権者が制定する条例（3 市）を除くと、都市計画法を補完（上乘せ）する開発許可に関連する条例（前ページ③該当）は 5 町村で制定されている。そのうち、2 町村（草津町、川場村）は景観条例と合わせた内容となっている。また、これらの自治体はいずれも景観行政団体となっている。これら以外の自治体はいずれも要綱のみの設定となっている（2019 年 12 月末時）。

市町村名	要綱名称	条例名称	制定年
前橋市○	前橋市宅地開発指導要綱	-	2005 年
高崎市○	高崎市宅地開発指導要綱	-	
桐生市○	桐生市土地開発事業指導要綱	-	
伊勢崎市○	伊勢崎市宅地開発指導要綱	伊勢崎市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例	
太田市○	太田市開発事業指導要綱	-	
沼田市	沼田市地域開発事業指導要綱	-	2005 年
館林市○	館林市開発事業指導要綱	館林市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例	
渋川市	渋川市宅地開発指導要綱	-	
藤岡市○	藤岡市宅地開発指導要綱	藤岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例	2007 年
富岡市	富岡市土地開発事業指導要綱	-	
安中市	安中市地域開発事業指導要綱	-	
みどり市	みどり市土地開発事業指導要綱	-	
榛東村	榛東村土地開発指導要綱	-	
吉岡町	吉岡町土地開発事業指導要綱	-	
上野村	-	-	
神流町	-	-	
下仁田町	-	-	
南牧村	-	-	
甘楽町	甘楽町土地開発事業指導要綱	-	
中之条町	-	-	
長野原町	長野原町開発事業等に関する指導要綱	長野原町開発事業等の適正化に関する条例	1991 年
嬭恋村	嬭恋村開発事業等及び建築物の制限に関する指導要綱	嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例	1991 年
草津町	草津町景観まちづくり土地開発事業等指導要綱	草津町景観まちづくり条例	2014 年
高山村	高山村土地開発事業等指導要綱	高山村開発事業等の適正化に関する条例	1994 年
東吾妻町	東吾妻町土地開発事業等指導要綱	-	
片品村	-	-	2010 年
川場村	-	川場村みんなでつくる美しいむら条例	
昭和村	昭和村地域開発事業指導要綱	-	
みなかみ町	みなかみ町開発事業指導要綱	-	
玉村町	-	-	
板倉町	板倉町宅地開発指導要綱	-	
明和町	明和町開発行為に関する指導要綱	-	
千代田町	千代田町土地開発事業指導要綱	-	
大泉町	大泉町開発事業指導要綱	-	
邑楽町	邑楽町土地開発事業指導要綱	-	

※市町村名後の「○」は許可権者を示す

※網掛け表示は景観行政団体を示す

(3) 都市計画法を補完する条例の主な適用対象例

○長野原町開発事業等の適正化に関する条例

(適用の対象)

- (1)開発区域の面積が 3,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の開発事業
- (2)建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号（高さの基準等）並びに同条第 2 項（知事が特定行政庁となる建築物）に示す建築物の建築で、高さが 12 メートル以上のもの
- (3)リゾートマンション等の建築
- (4)特殊建築物の建築で、延べ面積が 500 平方メートル以上のもの
- (5)規則で定める工作物の建設

○嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例

(適用の対象)

- (1)開発区域の面積が 1,000 平方メートル以上の開発事業（50,000 平方メートル以上のものを除く。）
- (2)建築物の建築で、地上 3 階建て以上のもの
- (3)リゾートマンション等の建築
- (4)特殊建築物の建築で、延べ面積が 250 平方メートル以上のもの
- (5)規則で定める工作物の建設
- (6)規則で定める地下水及び湧水の採取
- (7)第 3 条第 2 項に規定する環境保全地域（特に環境及び景観を保全する必要があると認められる地域）において行う、規則で定める太陽光発電設備の設置

○草津町景観まちづくり条例 ○草津町景観まちづくり条例施行規則

(行為の届出)

景観法第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出は、規則で定めるところにより行うものとする。

<規則>景観法第 16 条第 1 項の規定による届出にあつては景観計画区域における行為届出書(様式第 2 号)に、法第 16 条第 2 項の規定による届出にあつては景観計画区域における行為変更届出書(様式第 3 号)に關係図書を添付し、正副二通を提出しなければならない。

(大規模行為指導基準)

- (1) 大規模建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去(増築又は改築後の高さ又は面積が規則で定める規模以上となる場合の増築又は改築を含む。)

<規則>高さが 15 メートル、地上階数が五、延床面積が 1,000 平方メートル又は敷地面積が 1,000 平方メートルとする。

- (2) 沿道景観区域における塀、柵、垣その他これらに類するもので、その高さ及び長さが規則で定める規模以上となるもの

<規則>高さが1.5メートル又は長さが20メートルとする

(3) 宅地の造成その他土地の区画形質の変更で、変更に係る面積が規則で定める規模以上となるもの

<規則>面積が1,000平方メートルとする。

(4) 地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取で、地形の外観の変更に係る土地の面積が規則で定める規模以上となるもの

<規則>面積が500平方メートルとする。

(5) 景観形成重点区域又は沿道景観区域の屋外における物件の堆積又は貯蔵で、その高さ又はその用に供される土地の面積が規則で定める規模以上となるもの

<規則>高さが1.5メートル又は面積が300平方メートルとする。

(6) 木竹の植栽又は伐採で、その用に供される土地の面積が規則で定める規模以上となるもの

<規則>面積が500平方メートルとする。

(7) 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置又はこれらの外観の変更で、規則で定める規模以上となるもの

<規則>表示板の面積が3平方メートルとする。

(8) 地上設置用の太陽光発電装置の設置

○高山村開発事業等の適正化に関する条例

(適用の範囲)

(1) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上50,000平方メートル未満の開発事業

(2) 建築物の建築で、高さが10メートル以上のもの

(3) リゾートマンション等の建築

(4) 特殊建築物の建築で、延べ面積が500平方メートル以上のもの

(5) 廃棄物処理施設の設置

(6) 規則で定める工作物（高さが10メートル以上の工作物）の建設

(7) 規則で定める太陽光発電設備（設備全体の発電出力が10キロワット以上のもの）の設置

○川場村みんなで作る美しいむら条例

(景観法の規定による届出を必要とする行為等)

(1) 土地の形質の変更（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定（する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更）を除く。）

(2) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

(4) 条例の内容について

全国の自治体における開発関係の条例の制定状況をまとめた資料はないため、いくつかの例を参考に見てみると、以下の内容が盛り込まれたものが比較的多く見られる。そのうちの14件についてその構成を別添資料1に示す。

- ▶目的
- ▶定義
- ▶市町村、市町村民、事業者の責務
- ▶（適用の）範囲
- ▶協議、審査
- ▶（開発行為の）基準
- ▶罰則、違反への措置
- ▶指導、勧告
- ▶命令
- ▶公表
- ▶立入調査

5. 太陽光発電を目的とする開発を規制する条例等の状況

5-1 太陽光発電に関する概要

(1) 太陽光発電とは

太陽光発電は、シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する現象を利用して太陽の光エネルギーを太陽電池（半導体素子）により直接電気に変換する発電方法であり、日本における導入量は近年着実に伸びて、2017年度末累積で4,773万kW※に達した。これを含む再生可能エネルギーの国内供給量は7.6%となっている（水力を除く）。

日本における太陽光発電導入は、2009年の余剰電力買取制度開始と2011年の東日本大震災に伴う原発事故による電力不足、2012年の固定価格買取制度（FIT）開始を機に急速に進み、特に、固定価格買取制度（FIT）は住宅以外での導入を加速させ、全国でメガソーラーと呼ばれる大規模な発電施設の整備が進んだ。メガソーラーとは、1MW（1MW（メガワット）=1,000kW）以上の出力を持つ太陽光発電システムを指し、特に空き地や休耕地、埋め立て地や水面利用などで設置されている。導入量について国外の状況と合わせて見ると、日本は、中国、米国に続く世界第3位（2017年末時）となっている。

日本のエネルギー自給率（国内で必要となる一次エネルギーのうち、国内で確保できる比率）を見ると、2010年時に20.2%となっていたが、2011年の東日本大震災に伴う原発事故の後に低下し、2012年以降、1割未満で推移している（2017年は9.5%）。一方、再生可能エネルギーが占める割合は徐々に増加しており、2018年に改定されたエネルギー基本計画（経済産業省）では、再生可能エネルギーを主電力化するとの方向性が示され、その主軸となる太陽光発電の果たす役割は今後も重視されると考えられる。

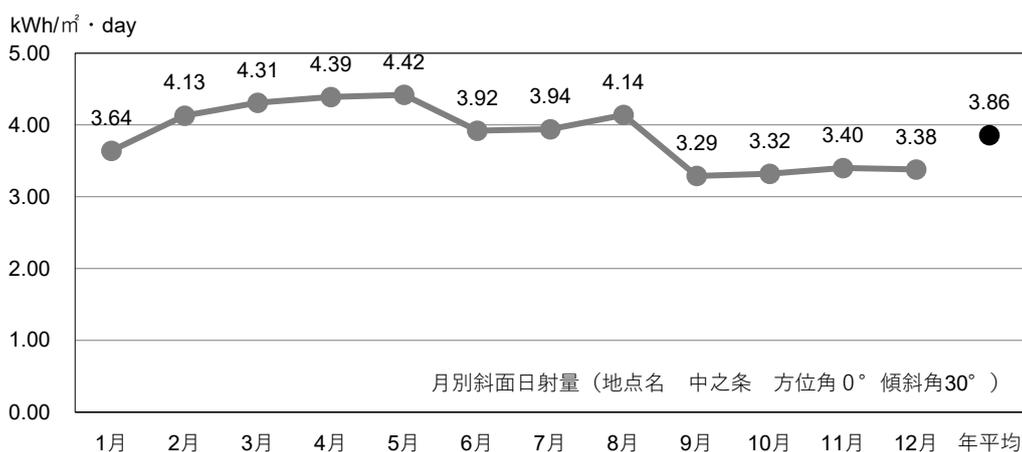
※「(1)」に示す数値はいずれも「エネルギー白書2019」（経済産業省 資源エネルギー庁）

(2) 東吾妻町における太陽光（日射）の状況

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が公表する日射に関するデータベースでは、県内 13 地点のデータを公表している。最大日射量が得られる角度は地点や月によって異なるが、非可動式のパネルを想定し、年平均で最大日射量が得られる南向き（方位角 0 度）、傾斜角 30 度における県内各地点の年平均斜面日射量を見ると、3.40～4.20kWh/m²・day となっている。

この中で東吾妻町に最も近い「中之条」地点について見ると、年平均斜面日射量は 3.86kWh/m²・day で、月毎の日射量の推移を見ると、特に 2 月～5 月と 8 月の斜面日射量が 4.00kWh/m²・day 以上で高くなっている。

地点	緯度	経度	標高 (m)	年平均斜面日射量 (kWh/m ² ・day)
藤原	36° 51.9′	139° 3.5′	700	3.40
みなかみ	36° 47.9′	138° 59.5′	531	3.55
草津	36° 37′	138° 35.4′	1223	3.67
沼田	36° 39.1′	139° 3.6′	439	4.20
中之条	36° 35.2′	138° 51′	354	3.86
田代	36° 27.8′	138° 27.8′	1230	3.90
前橋	36° 24.3′	139° 3.6′	112	4.15
桐生	36° 23′	139° 20.7′	87	4.15
上里見	36° 22.6′	138° 53.7′	183	4.18
伊勢崎	36° 19.9′	139° 9.9′	64	4.12
西野牧	36° 14.7′	138° 42.4′	375	3.93
館林	36° 14′	139° 32′	21	4.08
神流	36° 6.5′	138° 53.8′	357	3.89



【参考 月別の最適傾斜角と日射量】

地点名 中之条	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別最適傾斜角 (°)	61.5	51.8	36.2	19.7	7.5	3.1	4.7	13.6	25.0	41.8	56.4	61.7
月別最適傾斜角における日射量 (kWh/m ² ・day)	4.14	4.37	4.33	4.44	4.65	4.20	4.18	4.25	3.30	3.37	3.71	3.88

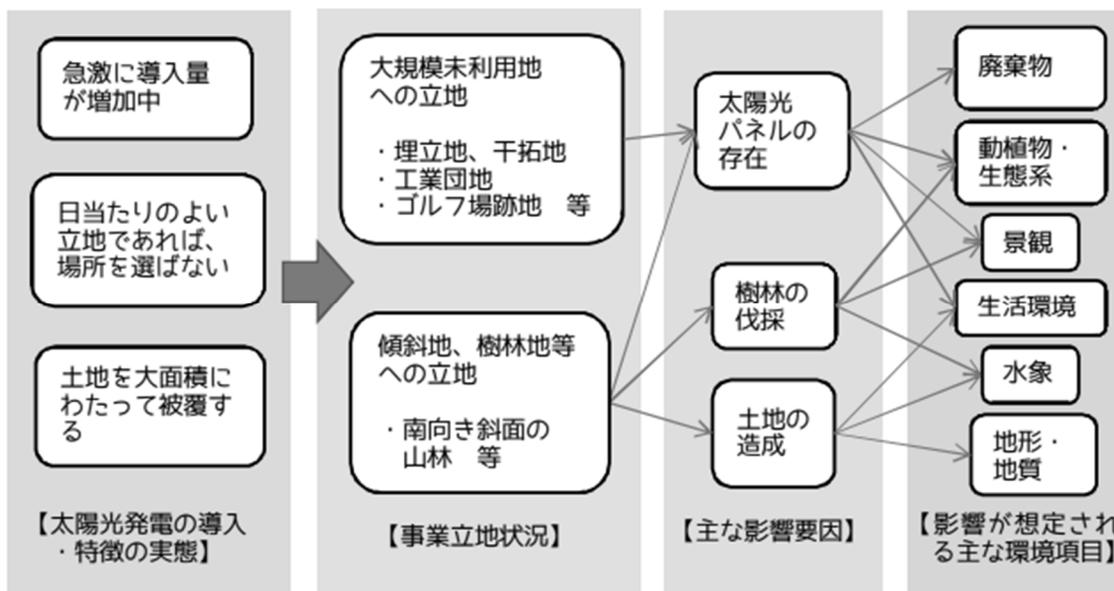
※資料「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「NEDO 日射量データベース」

(3) 太陽光発電の課題

太陽光発電において、天候や日照条件などにより出力が不安定であることや、系統の運用上、出力変動への対応が十分ではなく、導入量と需要のバランスがとれていない状況が生じていることなどが技術上の課題となっている。

また、特に事業用の施設について、設置自体が地域の自然環境、生活環境に影響を及ぼすことが危惧されている。また、斜面崩壊や土砂流出、洪水調整機能の低下など、防災面での影響も懸念されている。これらに適切に対応することも大きな課題となっている。

大規模太陽光発電施設の環境への影響について、環境省が示す概要を以下に示す。



太陽光発電の導入・特徴から推測される影響のイメージ

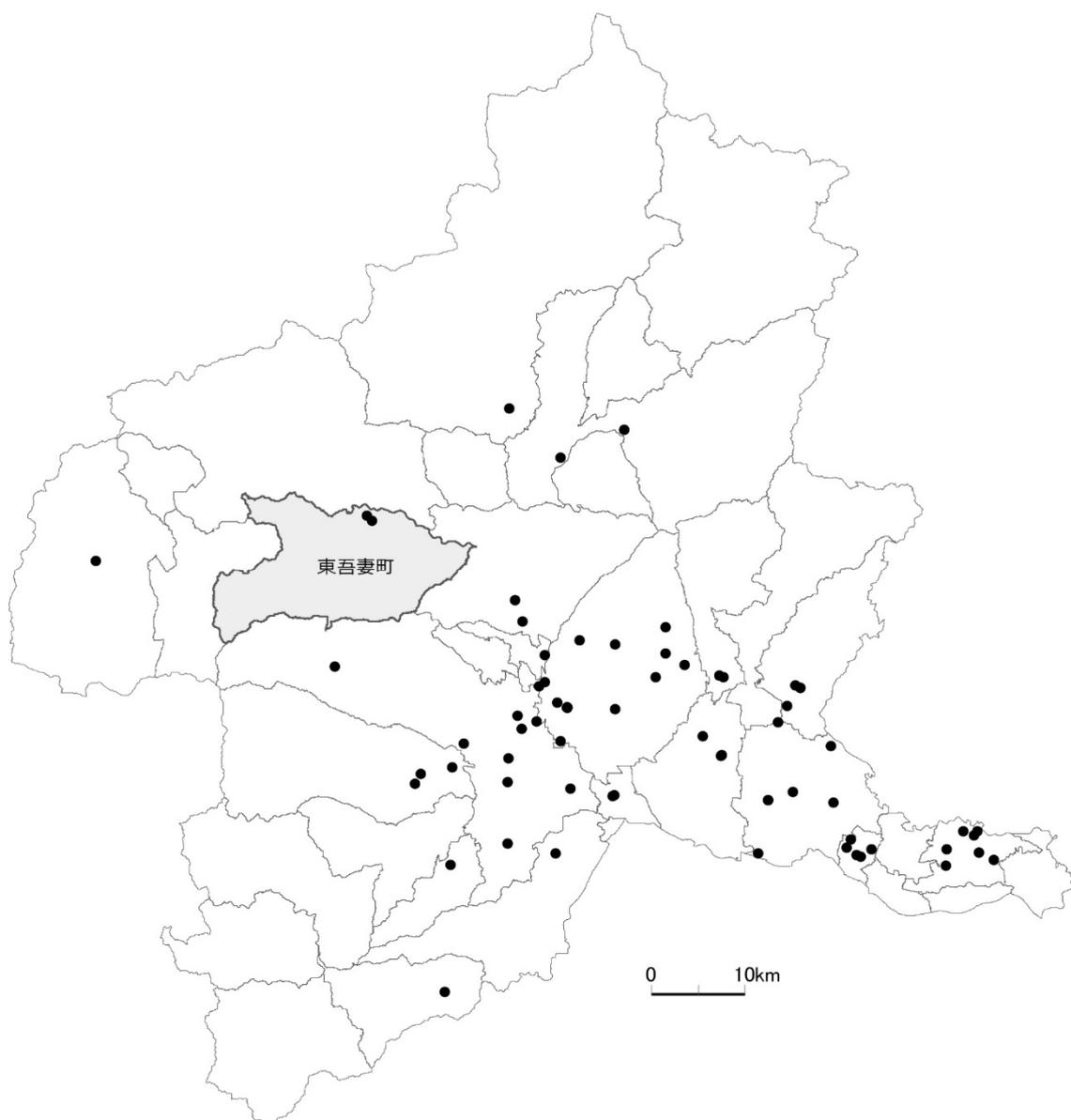
事業段階	影響要因	想定される環境影響	環境保全上留意すべき立地条件等
工事中	伐採等による地被の除去	【動植物・生態系、水象等】 樹林地においては、日照を遮る樹木は皆伐され、これに伴う影響が想定される。	・樹林地 ・保全上重要な動植物の分布域等
	土地の造成	【地形・地質、水象等】 傾斜地や不整地においては、パネルを敷設する平面を確保するために切土・盛土が行われ、これに伴う影響が想定される。	・傾斜地、不整地 ・居住地域上流の斜面等
供用時	太陽光パネルの存在	【景観】 地上に設置された太陽光パネルが視認されることにより、景観への影響が想定される。 【光害】 パネルに反射した太陽光による居住環境への影響が想定される。	・観光地、景勝地、文化的景観等 ・居住地近傍（太陽高度の低い時間帯）
	送電施設の存在	【景観】 架空式の場合、景観への影響が想定される。	・観光地、景勝地、文化的景観等
供用後	解体・撤去	【水質、土質、廃棄物等】 解体・撤去に伴い発生する大量の廃棄物が適切に処分されない場合、有害物質の溶出、廃棄物の放置等の問題が想定される。	・立地を問わない

地上設置型の大規模太陽光発電事業において想定される環境影響

資料：太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取り組み事例集 平成 28 年 4 月 環境省（上図・下表とも）

(4) 太陽光発電設備の設置状況

FIT 開始翌年の 2013 年のデータのため現状とは異なるが、群馬県内における太陽光発電施設*の設置状況を見ると、その多くが比較的平坦な土地に整備されている。



資料：国土数値情報 発電施設（平成 25 年度作成データ 国土交通省国土政策局）

※電気事業法に基づく発電機、原動機、燃料電池、太陽電池その他の機械器具（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 2 項に規定する小出力発電設備、非常用予備電源を得る目的で施設するもの及び電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）の適用を受ける携帯用発電機を除く）を施設して電気を発生させるところ（電気設備に関する技術基準を定める省令第一条三）。このうち太陽光のもの

さらに別のデータとして、電力データを収集・統合・可視化して公開しているウェブサイト「エレクトリカル・ジャパン」(Electrical Japan)における「太陽光発電所マップ」を見ると、東吾妻町においても「メガソーラー級※」の太陽光発電所が複数整備されている状況が見られる。



資料：日本全国の太陽光発電所（メガソーラー）一覧地図 エレクトリカル・ジャパン
(<http://agora.ex.nii.ac.jp/earthquake/201103-eastjapan/energy/electrical-japan/>)

※産業用太陽光発電所の中でも規模が大きいもの（メガソーラー）を中心とし、住宅用の太陽光発電設備は除き、出力0.9MW以上の「メガソーラー級」発電所を中心に表示。出力（MW）により凡例の大きさが異なる

5-2 条例等の取組の状況

(1) 国・全国の自治体における法整備等の動向

このような状況を受け、国はその対策として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)を改正し(2016年)、法令に違反する事業について認定の取り消しを可能とする制度の導入や、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(2017年)を策定している。

また、大規模な太陽光発電事業について環境影響評価法(環境アセスメント法)の対象として追加することとなっている(2020年4月1日改正政令施行)。以下にこの改正の概要を示す。

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要

(1) 対象事業の規模要件

出力が4万kW以上である太陽電池発電所の設置の工事業を第一種事業とし、出力が3万kW以上4万kW未満である太陽電池発電所の設置の工事業を第二種事業とする。変更の工事においても同様とする。

(2) 軽微な修正の要件

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

(3) 軽微な変更の要件

発電所の出力が10%以上増加しないこと、対象事業実施区域の位置が変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないことを要件とする。

全国の自治体では太陽光発電施設の整備について、地域それぞれの状況に合わせた調和と規制等を目的とする条例等の制定が進められており、ガイドラインや要綱を設ける例も見られる。

これらについて、対象となる範囲(行為)について見てみると、開発指導要綱等では太陽光発電施設設置のための造成等の開発行為について、景観条例等では設置後の特に景観への影響について、再生可能エネルギーや太陽光発電事業に関する条例では整備後の影響までについて範囲(行為)としているものが多い。

(2) 県内他市町村における条例等の取組状況

群馬県内 35 自治体のうち、7 市において再生可能エネルギー発電設備、太陽光発電設備を対象とする条例が制定されている（1 市は制定予定）。また、これ以外の自治体では要綱やガイドラインで対応している場合、既存の開発事業の条例や景観条例に事項を追加する例が見られる。（2020 年 1 月時）

市町村名	条例・要綱等の名称	制定・策定年
前橋市	前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	2016 年
高崎市	高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例	2019 年改正
桐生市	桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（案）	予定
伊勢崎市		
太田市	太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	2015 年
沼田市	沼田市再生可能エネルギー発電設備の設置に関する指導要綱	
館林市		
渋川市	渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	2020 年
藤岡市	藤岡市太陽光発電設備設置事業指導要綱	
富岡市	富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	2018 年
安中市	安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例	2018 年
みどり市		
榛東村	榛東村土地開発指導要綱	1996 年
吉岡町		
上野村		
神流町		
下仁田町	太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン	2019 年
南牧村		
甘楽町		
中之条町		
長野原町	長野原町開発事業等の適正化に関する条例	2018 年改正
嬭恋村	嬭恋村開発事業等の適正化に関する条例	1991 年
草津町	草津町景観まちづくり条例	2014 年
高山村	高山村開発事業の適正化に関する条例（対象に追加）	2018 年追加
東吾妻町	東吾妻町土地開発事業等指導要綱	
片品村	片品村の美しい景観を守り育てる条例	2018 年
川場村	川場村みんなでつくる美しいむら条例	2016 年改正
昭和村		
みなかみ町	みなかみ町景観条例	2019 年
玉村町		
板倉町		
明和町		
千代田町		
大泉町		
邑楽町		

※条例・要綱等の名称の記載がない地自体は、取組の有無が確認できなかった場合を含む

(3) 条例の内容について

全国の自治体における開発関係の条例の制定状況をまとめた資料はないため、いくつかの例を参考にしてみると、以下の内容が盛り込まれたものが比較的多く見られる。

これらの条例の大きな特徴として、景観条例や景観計画で定める景観計画区域を「保全地区」として指定し、保全地区内で太陽光発電設備設置事業を行う場合に届出や事前協議等による許可が必要となること、太陽光発電設備の設置に関する重要事項を調査審議する組織として太陽光発電設備設置審議会が置かれることなどがあげられる。

県内で制定されている7市の条例についてその構成を別添資料2に示す。

- ▶目的
- ▶基本理念
- ▶定義
- ▶市町村、市町村民、土地所有者、事業者の責務
- ▶特別保全地区の指定、変更、解除
- ▶特別保全地区内の事業の許可
(届出、事前協議等、事業計画の許可、許可の基準等、変更の許可、標識の掲示、太陽光発電設備の搬入車両への表示、着手の届出、完了の届出等、関係書類の閲覧)
- ▶審議会
- ▶許可の取消し、措置命令、土地所有者等に対する措置、違反事実の公表、報告の徴収、立入検査等、手数料

(4) 東吾妻町における指導等の状況

東吾妻町土地開発事業等指導要綱(平成18年告示第115号)に基づく適用事業として、2015年度から2019年度までに開発事業計画が協議された案件数と、そのうち太陽光発電設備が設置された件数を以下に示す。

年度	協議件数	うち太陽光発電設備の設置事業件数
2019(令和元)年度	11件	5件
2018(平成30)年度	7件	2件
2017(平成29)年度	4件	0件
2016(平成28)年度	11件	10件
2015(平成27)年度	6件	1件

なお、近年の状況に鑑み、町土地開発事業等審査会では2018年9月に太陽光発電設備の設置に関する配慮事項を事業主向け資料としてまとめ、町ホームページで公表するとともに指導に際して活用している。この資料を次頁に示す。

東吾妻町「太陽光発電設備の設置」に関する配慮事項について

平成30年9月10日公表

群馬県 東吾妻町

太陽光発電設備の設置にあたっては、東吾妻町土地開発事業等指導要綱（平成18年告示第115号、以下「指導要綱」という。）に定めるもののほか、事業主は次に掲げる項目について配慮し、適切な発電事業を行うよう努めてください。

1. はじめに

この資料は、東吾妻町内で太陽光発電事業をお考えの皆さまに参考となるよう、資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」などを基に、東吾妻町土地開発事業等審査会（以下「審査会」という。）がまとめたものです。

なお、太陽光発電設備の設置について、指導要綱に適用する事業を次のとおり整理しました。

- 太陽光発電設備を設置する土地の区域の面積が0.1ヘクタール以上の計画
当該面積とは、「発電設備と十分な距離を確保した上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等で囲う区域の合計面積」をいう。
- 上記の面積が5ヘクタール以上の計画
群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例に該当する場合は、群馬県へ事前協議を行う必要があるため、指導要綱は適用除外になる。

また、計画区域の土地の地目が農地や山林の場合は、指導要綱の適用のほか関係法令に基づく許可申請手続き等が必要になりますので、ご注意ください。

2. 土地の選定・開発計画の策定

土地や地域の状況に応じて、防災、環境保全、景観保全の観点から、適切な土地の選定、開発計画の策定を行うよう努めてください。

例えば、次のような場所への発電設備の設置は、通常の場合よりも周囲を危険にさらしたり周辺環境へ悪影響を与えたりするおそれがあるため、十分に考慮して土地の選定、開発計画の策定を行うことが求められます。

- 土砂災害防止法上の警戒区域・特別警戒区域
- 廃棄物処分場跡地
- 山林や丘陵地の急勾配地域
- 希少野生動植物の生息・生育地
- 自然性の高い地域 など

3. 地域との関係構築

事業計画作成の初期段階から、町や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めてください。

4. 設計・施工

関係法令及び指導要綱が適用されない開発事業であっても、土地や地域の状況に応じて、防災、環境、景観に配慮した設計・施工を行うよう努めてください。

5. 防災

- 盛土、切土面の保護が必要な場合は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などの対策を講じる（地下水によりがけ崩れ、土砂の流出のおそれがあるときは、開発区域内の地下水を排出する排水施設を設置する）。
- がけ地の付近に設置する場合は、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などによるがけ地の崩落対策を講じる。
- 湧き水がある場合は、地下排水管の設置など適切な措置を講じる。
- 地盤が軟弱の場合は、地盤改良、擁壁、区域外での隆起、沈下が生じないよう土の置換、水抜き等の措置を講じる。
- 降雨等により土砂の流出や山腹崩壊等の山地災害が懸念される地域には、擁壁など適切な措置を講じる。
- 集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策を講じる（排水路改修、調整池等の設置）。
- 架台下への適切な敷材を使用する。

6. 環境保全

- 発電設備の稼働音等が地域住民に影響を与えないよう適切な措置を講じる（住宅等から離れた場所への設置、設備の防音性の向上など）。
- 太陽光モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう適切な措置を講じる（周辺の住宅等に配慮した傾斜での設置、低反射タイプの使用など）。
- 盛土・切土を行う場合は、土砂の流出による地域の水源の水の濁りを防止する。
- 動植物について重要種の生育・生息が確認される場合は、その生育群における開発の回避や必要に応じた移植などを行う。

7. 景観保全

次のような景観について配慮した設計を行う。

- 山並み、丘陵
- 河川等自然景観
- 史跡、名勝等歴史、文化的景観
- 主要な眺望点や道路からの眺望景観
- 市街地、住宅地等街並み景観
- 水田、果樹園、森林等、農山村の田園風景 など

8. 指導要綱に適用する事業の場合

指導要綱に該当する場合、あらかじめ町長に協議書の提出をお願いし、審査会が審査を行うこととなりますが、次のような書類の添付もお願いします。

【事業内容を確認するため必要な書類】

- 電気を送電するための経路（電力会社との接続環境が整っているか）資料
- ① 発電設備の連系に関する申請書の写し
電力会社の「電力受給契約申込書（電力会社の受付があるもの）」または「接続契約のご案内」
- ② 再生可能エネルギー発電設備認定書の写し
JPEA代行申請センターの「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」または経済産業省の「太陽光発電設備に係る設備認定通知書」
みなし認定申請や変更申請を行ったものは、その申請内容・変更内容が分かる書類も併せて添付する。

6. 東吾妻町における条例案の起草について

(1) 条例案設計の考え方

- ・他市町村における景観行政、太陽光発電を含む開発行為の規制等の状況や事例についての調査を深め、町土地開発事業等審査会を中心に検討を行ってきた。
- ・その結果、現在の東吾妻町土地開発事業等指導要綱（平成18年告示第115号）を基としながら、これを条例に再整備することで、開発行為に対して一層の制約を課すことができるという判断に至った。
- ・これは、景観法（平成16年号外法律第110号）の規定によるいわゆる「景観条例」には該当しないものの、当該条例の制定以前に、まず、開発行為に関する許可、指導等の条例化を優先することの重要性が、他市町村との比較する中で浮き彫りとなったためである。
- ・なお、法律に基づく「景観行政団体」への移行または「太陽光発電」の開発行為をさらに規制する条例等制定については次のステップとし、現行の例規の改廃を急ぐとともに、2019（令和元）年10月より条例案の起草作業に取りかかった。
- ・また、この条例の施行に際し、現在は企画課である所管課の見直し検討も必要なことを報告したい。他市町村の状況を見ると、県内では多くの市町村が開発や景観に関する事務の所管を建設または都市計画関係部局としている。
- ・これは、当該自治体における土地利用方針に基づく施策を適正かつ一体的に進めていく観点とともに、開発事業を行うにあたって、事業主等が事前に来庁や電話などで複数にまたがる部局へ各種法令の該当確認・照会を行う場合などの利便性向上に向け、事務をできるだけ集約していったことによるものと考えられる。

【条例の制定・改廃のイメージの整理】

〈現行〉東吾妻町土地開発事業等指導要綱（平成 18 年告示第 115 号）
東吾妻町太陽光発電設備の設置に関する配慮事項（平成 30 年 9 月公表）
東吾妻町土地開発事業等審査会設置規程（平成 18 年訓令第 25 号）

① 条例

仮称：東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例

→ [地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 2 項]（普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。）

→ 現行の告示を条例へ格上げし、用語の整理や一部内容見直しと規制強化（開発行為の適用範囲拡充、町の責務の明記、従わない場合の勧告や公表等）

② 条例施行規則

仮称：東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例施行規則

→ 現行の告示に基づく様式等を規則で整備

③ 審査会設置規程

仮称：東吾妻町土地開発事業等審査会設置規程

→ 現行の訓令を規程形式の告示へ格上げし、一部内容を見直す
必要な場合に外部の有識者（専門委員）が参画できるようにする等

④ 関連する条例の一部改正

東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年条例第 38 号）の一部改正

→ 上記の専門委員に対する日額報酬の支給を規定

（2）条例制定までの大まかなスケジュール案

2020（令和 2）年 6 月～ 町議会へ条例等の案を提示、意見聴取
9 月頃 農業振興地域整備促進協議会へ同案を提示、意見聴取
10 月～ 広報等での周知、同案のパブリックコメント
12 月 町議会へ同案を上程、議決後は条例施行の周知（3 ヶ月程度）
2021（令和 3）年 4 月 条例等の施行

（3）条例等の草案

現在の東吾妻町土地開発事業等指導要綱（平成 18 年告示第 115 号）を基として起草した条例等の案を次頁以降に示す。この案をたたき台として、町民をはじめ町議会、関係機関から意見等を聴取し、必要な修正を加えたうえで、本条例の制定・施行を目指したい。

(前文)

東吾妻町の自然環境は、私たちにやすらぎや温もり、うるおいを与えることを通して豊かな心と伝統文化を育み、暮らしと産業を生み続けてきた、かけがえのない財産である。

私たちには、この豊かな自然環境を誇りとして、その適正な利用を図ることにより、東吾妻町を訪れる人や将来の世代にとっても大切な財産として引き継ぐ責務がある。

その責務を果たすために、東吾妻町の区域内において行おうとする開発行為が、美しいふるさとの景観や地域の暮らしに著しい影響を及ぼさないよう、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、東吾妻町（以下「町」という。）内で行おうとする開発行為について、法令に定めがあるもののほか、必要な基準を定めて、土地利用の調整を図るとともに開発行為の適切な施行を確保し、もって自然環境の保全と無秩序な開発を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 土地開発事業及び中高層建築物の建築事業並びに太陽光発電設備の設置事業をいう。
- (2) 土地開発事業 一団の土地の区画形質の変更及び施設の整備の用に供する目的で行う造成をいう。
- (3) 中高層建築物 次条第1項第2号に規定する建築物をいう。
- (4) 建築事業 中高層建築物の新築及び増改築をいう。
- (5) 太陽光発電設備の設置事業 固定価格買取制度に基づき、電力会社との接続環境が整っている太陽光発電を行う一連の設備の設置をいう。
- (6) 開発区域 開発行為を行おうとする土地の区域をいう。
- (7) 公共施設 道路、公園、上・下水道、消防の用に供する貯水施設、広場、緑地、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。
- (8) 公益的施設 教育施設、医療施設、交通施設、購売施設、その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。
- (9) 事業主 開発行為に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。
- (10) 工事施工者 工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。
- (11) 公共団体 国及び地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、町の区域内において行おうとする次の各号の開発行為（以下「開発事業」という。）について、適用する。

- (1) 土地開発事業で、開発区域の面積が0.1ヘクタール以上のもの
- (2) 中高層建築物の建築事業で、その建築物の高さが10メートル（4階）以上のもの
- (3) 太陽光発電設備の設置事業で、その規模が発電出力〇〇キロワット以上のもの

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 第2条第7号及び第8号に該当する施設を整備するために行おうとする開発行為で、町長が認める場合
- (2) 第2条第11号に規定する公共団体が事業主となる開発行為で、町長が認める場合
- (3) 開発行為に対し、群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例（昭和48年群馬県条例第23号）、群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成25年群馬県条例第47号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）、採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他法令による許可行為が義務づけられている場合（農地法（昭和27年法律第229号）を除く。）
- (4) 農地造成を行おうとする土地開発事業で、公共団体の補助金を受けて実施する場合及び給排水施設を伴わず、直高が5メートルを超え、かつ、長さ10メートルを超える法面を伴わない場合
- (5) 土地開発事業で、既に承認を受けた開発区域を含め、第3号の許可が義務づけられる面積を超える場合
- (6) 中高層建築物の建築事業で、既存建物の建て替え等で高さ及び延床面積等が同一規模以下であり、かつ、用途の変更を伴わない場合
(町の責務)

第4条 町は、開発行為に関する総合的な調整に努めるとともに、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

2 町は、この条例の施行に必要な範囲において、事業主又は工事施工者に対し、必要な助言又は指導を行わなければならない。

3 町は、住民に対し、開発事業に関する必要な情報の提供を行わなければならない。
(事業主の責務)

第5条 事業主は、町が定める土地利用に関する方針又は構想及び公共施設の整備に関する計画と適合し、かつ、地域の発展に資するよう開発事業の計画を策定しなければならない。

2 事業主は、開発事業の実施に当たって、利害関係者等に対し計画の概要を示し、あらかじめ同意を得なければならない。

3 前項の利害関係者等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 開発区域に隣接する土地の所有者、使用者及び家屋の所有者
- (2) 建築事業に当たっては、計画建物の高さの2倍の距離の範囲内にある土地の所有者、使用者及び家屋の所有者

- (3) 排水等により影響を受けると認められる者
- (4) 眺望、景観、日照及び風害等について影響を受けると認められる者
- (5) テレビ電波の障害を受けると認められる者
- (6) その他町長が特に影響を受けると認める者

4 事業主は、開発事業を行う場合は、前項の利害関係者等及び関係地域の住民に迷惑を及ぼさないよう最善の努力をするとともに、当該事業に起因する損害を与えたときは、補償しなければならない。

5 開発事業によって生ずる関連公共施設の整備は、事業主の負担によって行わなければならない。

(開発事業の協議)

第6条 事業主は、開発事業の計画について、規則で定める協議書に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ町長に提出しなければならない。

- (1) 当該開発事業に関する事業計画書（以下「事業計画」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める図書

2 町長は、前項に基づく協議があったときは、次の各号に掲げる事項を勘案して審査を行い、必要な場合は指摘しなければならない。

- (1) 事業計画が、前条第1項に規定する土地利用に関する方針又は構想及び公共施設の整備に関する計画と適合し、かつ、地域の発展に資するものであること。
- (2) 事業計画について、災害防止、自然保護、文化財保護、公害防止及び景観保全等に対する十分な配慮がなされていること。
- (3) 当該開発区域において必要な用水が確保されること。
- (4) 当該開発区域においてし尿、雑排水、ゴミ及び雨水排水等の処理が適切であること。
- (5) 当該開発区域について交通の便が確保されること。
- (6) 当該開発区域における住民の利便に支障を来さないように、公共施設及び公益施設が整備されるとともに、当該施設の費用負担について必要な措置が講ぜられること。
- (7) 事業計画に対する需要の見通しが確実であること。
- (8) 事業主に、開発事業を行うために必要な資力及び信用があること。
- (9) 第5項に該当する事業については、理由書等の提出を求めること。

3 町長は、協議を行った事業主に対して、審査の結果を通知するとともに、指摘事項があるときは、事業計画に必要な補正を行うよう指示しなければならない。

4 町長は、事業主が前項の指示に従うと認めるときは、事業計画を承認しなければならない。

5 事業主は、前項の承認後3年以内に当該事業に着手しない場合は、理由書等を町長に提出しなければならない。

(設計の基準)

第7条 事業主は、規則で定める設計基準に適合するように工事の設計をしなければならない。

2 建築物の高さについては30メートル（10階）以内とする。

(開発事業の変更等)

第8条 第6条第4項の規定により承認された事業計画を変更しようとするときは、規則で定める変更協議書に次に掲げる書類を添えて、新たに町長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業計画についての事業変更計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、変更に係る箇所を示した図書

2 前項の規定による手続は、第6条の規定を準用する。

3 既に承認を受けた開発区域を変更し拡大する場合は、第3条第1項の規定にかかわらず適用するものとする。

(工事着手の届出等)

第9条 事業主は、工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

2 事業主は、開発事業の周知を図るため、開発区域内に事業計画に関する事項を表示した標識(以下「開発事業に関する標識」という。)を設置し、当該工事が完了するまでの間掲示しておかなければならない。

3 事業主は、開発事業に関する標識について、風雨等により容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

(防災の措置)

第10条 事業主は、当該工事により、利水若しくは排水に支障を及ぼし、又は土砂くずれ、出水等の被害を及ぼすことのないように適切な措置を講じなければならない。

(工事完了の届出)

第11条 事業主は、開発区域(開発区域を工区に分けたときは工区)の全部について工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(開発事業中止の届出)

第12条 事業主は、開発事業を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(工事の聴取等)

第13条 町長は、この条例の施行について必要な限度において、第9条の届出に係る工事の施工状況及び第11条の届出に係る工事に関し、報告若しくは必要な資料の提出を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(勧告)

第14条 町長は、事業主が正当な理由なく次の各号のいずれかに該当するときは、事業主に対し、期限を定めて必要な措置をとることを勧告することができる。

- (1) 第4条第2項に規定する助言又は指導に従わないとき。
- (2) 第6条第1項の規定による協議書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (3) 第6条第3項に規定する指摘事項に従わないとき。
- (4) 第8条第1項の規定による変更協議書の提出をせず、又は虚偽の記載をしたとき。

- (5) 第9条第1項の規定による届出をせず工事に着手、又は届出に虚偽の記載をしたとき。
- (6) 第10条の規定による防災上の適切な措置を講じないとき。
- (7) 第11条の規定による届出をせず工事を完了、又は届出に虚偽の記載をしたとき。
- (8) 第12条の規定による届出をせず開発事業を中止、又は届出に虚偽の記載をしたとき。
- (9) 第13条に規定する報告若しくは必要な資料の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出を行い、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (10) その他開発区域の自然環境の保全を図るために町長が必要と認めるとき。

2 町長は、事業主が前項に規定する勧告に従わず、かつ、その不履行を放置することが自然環境の良好な保全及び住環境や産業基盤の維持に著しく反すると認める場合には、事業主に対して、当該工事の施工の停止、中止その他の必要な措置を命令することができる。

3 町長は、前項の規定により当該工事の施工の停止、中止その他の必要な措置を命令するときは、あらかじめ、その措置を命じようとする者の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。

(公表)

第15条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に正当な理由なく応じないときは、規則の定めるところにより、その事実を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその旨及び当該公表をする理由を通知し、その者が意見を述べる機会を与えなければならない。

(行政手続条例の適用除外)

第16条 この条例の規定による処分については、東吾妻町行政手続条例(平成18年東吾妻町条例第11号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、東吾妻町土地開発事業等指導要綱(平成18年東吾妻町告示第115号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

○仮称：東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例施行規則（案）

令和 年 月 日規則第 号

（目的）

第1条 この規則は、仮：東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例(令和 年東吾妻町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の定めによるものとする。

（開発事業の協議）

第3条 条例第6条第1項の規定により町長に協議をしようとするときは、開発事業計画協議書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の協議書には、事業計画書（様式第2号）のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1）位置図

（2）開発区域図

（3）土地利用の現況図

（4）土地利用の計画図及び建築物の概要を示す図面

（5）土地の造成に係る計画平面・断面図及び諸施設の構造図又は詳細図若しくは設計図

（6）公図の写し

（7）土地の登記事項証明書

（8）太陽光発電設備の設置に係る電力会社との接続環境を裏付ける書面

（9）開発事業を行うための資金を裏付ける書面

（10）開発事業を行うためにあらかじめ得た利害関係者等の同意書の写し

（11）その他開発事業の内容及び周辺の状況を確認するために町長が必要と認める図書

（設計の基準）

第4条 条例第7条第1項に規定する設計基準は、別表のとおりとする。

（開発事業の変更等）

第5条 条例第8条第1項の規定により事業計画を変更しようとするときは、開発事業計画変更協議書（様式第1号）に事業変更計画書（様式第2号）及び変更に係る内容を示した図書を添付して行うものとする。

（工事着手の届出等）

第6条 条例第9条第1項の規定により町長に届出をしようとするときは、工事着手届（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第9条第2項に規定する開発事業に関する標識は、事業計画標示板（様式第4号）により設置しなければならない。

(工事完了の届出)

第7条 条例第11条の規定により町長に届出をしようとするときは、工事完了届（様式第5号）により行うものとする。

(開発事業中止の届出)

第8条 条例第12条の規定により町長に届出をしようとするときは、開発事業中止届（様式第6号）により行うものとする。

(公表)

第9条 条例第15条第1項の規定により行う公表は、町の広報誌への掲載、インターネットの利用その他一般に周知することのできる方法により行うものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 勧告に応じない者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては主たる事務所又は本店の所在地）
- (2) 勧告の内容及びそれに対する事業主又は工事施工者の対応の内容
- (3) 開発事業の概要

3 条例第15条第2項の規定による通知は、公表通知書（様式第7号）により行うものとする。

4 前項の通知書の送付を受けた者は、意見があるときは、当該通知書を受け取った日から、2週間以内に意見を記載した書面を町長に提出することができる。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

開 発 事 業 計 画 （ 変 更 ） 協 議 書

年 月 日

東吾妻町長 様

事業主 住所
氏名
(電話番号)
(連絡先電話番号) 印

東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例第6条第1項（第8条第1項）の規定により、下記のとおり協議します。

記

- 1 開発事業計画（の変更）
別紙事業（変更）計画書のとおり
- 2 添付図書（添付図書の番号に○印してください。変更の場合は、該当図書のみ添付）
 - 1 位置図
 - 2 開発区域図
 - 3 土地利用現況図
 - 4 土地利用規制図
 - 5 事業計画平面図
 - 6 造成計画平面・断面図
 - 7 造成に係る諸施設の構造図又は詳細図若しくは設計図
 - 8 給排水施設に係る計画図
 - 9 公図の写し
 - 10 土地登記事項証明書
 - 11 太陽光発電設備の設置に係る電力会社との接続環境を裏付ける書面
 - 12 事業を行うための資金を裏付ける書面
 - 13 法人にあつては法人登記事項証明書・定款及び最近の決算書の写し
 - 14 事業を行うためにあらかじめ得た利害関係者等の同意書の写し
 - 15 その他参考となる図書（実測図、現況写真等）

事業（変更）計画書

1 開発事業の名称及び目的

- (1) 名称
- (2) 目的

2 開発の区域及び適用区分

- (1) 開発区域 東吾妻町大字 字 番地
m² (変更前 m²)

(2) 適用区分（いずれかに○印してください。）

- ・土地開発事業 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
- ・中高層建築物の建築事業 建築物の高さが10メートル（4階）以上
- ・太陽光発電設備の設置事業 発電出力が10キロワット以上

(単位：m²)

地目	宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他	計
登記簿								
現況								

3 開発区域の土地利用計画（面積は計画面積）

(単位：m²)

利用面	農地	宅地	道路				その他	計
面積								

4 法令の規定により行為の制限がなされている土地の状況

5 開発事業に係る施設・設備の規模及び構造

6 公共・公益的施設の整備計画及び維持管理計画（費用負担を含む。）

7 用水等計画

- (1) 用水計画
- (2) 消防水利計画
- (3) 雨水等排水計画

8 公害防止計画

- (1) し尿及び雑排水の処理計画
- (2) 可燃ゴミ及び不燃ゴミの処理計画
- (3) その他の公害防止計画

- 9 開発事業の効果
- 10 文化財の保護計画
- 11 災害防止計画
- 12 自然環境の保全計画
- 13 開発事業の目的に対する需用の見通し
- 14 土地売買等の契約締結の開始及び終了の予定年月日
 売買・賃貸借・使用貸借・その他（ ）
 年 月 日～ 年 月 日
- 15 工事着手及び完了の予定年月日
 年 月 日着手～ 年 月 日完了
- 16 資金計画

明 細	自己資金	借 入 金	そ の 他	計
用 地 費				
工 事 費				
計				

- 17 同様な事業の主な実績や業績など
- 18 工事完了後の管理計画及び責任者
- 19 太陽光発電設備の設置事業の場合、将来的な設備更新や処分の見通し
- 20 事業計画書の作成事務取扱責任者の氏名及び連絡先
 (変更計画書の場合も必ず記入してください。)
 責任者 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号

備考 変更計画書の場合、変更のない項目については「変更なし」と明記してください。

工 事 着 手 届

年 月 日

東吾妻町長 様

事業主 住所

氏名 印

連絡先(電話)

東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

また、この開発事業の周知を図るため、事業計画に関する事項を表示した標識を設置しました。

記

1 開発事業名

2 開発の区域

東吾妻町大字 字 番地

3 着手年月日

年 月 日

4 完了予定年月日

年 月 日

5 工事施工者

6 開発事業に関する標識の設置状況

設置日 年 月 日

設置した標識の数 箇所

※標識の設置箇所及び記載内容が判る写真を添付してください。

事業計画表示板

H120cm×W80cm（寸法）

<p>〇〇〇〇事業を 行っています 〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで 時間帯〇:〇~〇:〇 開発区域 東吾妻町大字 字 番地 事業主 〇〇〇〇〇〇〇〇 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 工事施工者 〇〇〇〇株式会社 電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 東吾妻町関係条例に基づき設置する標識です</p>
--

備考

事業計画表示板の設置にあたっては、この様式を標準例として関係地域の住民等に対し開発事業に関する情報をわかりやすく提供するように配慮するとともに、開発区域の面積によっては、複数設置してください。

なお、原則として次に示す事項を標示するほか、道路工事を伴う場合は、必要な道路標識を工事区間の起終点などに設置してください。

- (1) 開発事業の名称、目的等
- (2) 開発行為に係る工事の着手及び完了予定年月日、工事時間帯等
- (3) 事業主の氏名及び住所、その連絡先
- (4) 工事の請負人がある場合は、施工者及びその連絡先

工 事 完 了 届

年 月 日

東吾妻町長 様

事業主 住所

氏名 印

東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手續等に関する条例第 11 条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 開発事業名

- 2 開発の区域
東吾妻町大字 字 番地

- 3 完了年月日
年 月 日

- 4 添付図書
 - (1) 完了平面図
 - (2) 完了写真
 - (3) その他参考となる図書（別荘分譲等については、分譲計画書及び物件説明書）

開 発 事 業 中 止 届

年 月 日

東吾妻町長 様

事業主 住所

氏名 印

東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手續等に関する条例第12条の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 開発事業名

2 開発の区域

東吾妻町大字 字 番地

3 適用区分（いずれかに○印してください。）

- ・土地開発事業 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
- ・中高層建築物の建築事業 建築物の高さが10メートル（4階）以上
- ・太陽光発電設備の設置事業 発電出力が10キロワット以上

4 中止年月日

年 月 日

5 中止の理由

公表通知書

第 年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称） 様

東吾妻町長 印

東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例第15条第1項の規定により公表するにあたり、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

なお、この公表に関して意見があるときは、この通知書を受け取った日から起算して2週間以内に、意見を記載した書面を町長に提出することができます。

公表する事項	
当該開発区域	東吾妻町大字 字 番地
開発行為の適用区分	条例第3条第1項第 号に該当（ 事業）
当該開発事業の名称（目的）	
勧告に応じない者の氏名（名称）	
勧告に応じない者の住所（所在地）	
勧告の内容及びそれに対する対応の内容	
公表をする理由	

1 街区

- ア 街区は、幅員 5 m（道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に規定する第 3 種第 5 級）以上の道路（その周辺の状況により通行上支障がない場合は、幅員 4 m 以上の道路）に接していなければならない。
- イ 街区の規模は、土地の利用目的、地形、日照等を勘案して定めなければならない。この場合において、住宅用地にあってはおおむね長辺 80m 以上 120m 以内、短辺 24m 以上 50m 以内の長方形を標準とするものとする。

2 道路

(1) 幅員

- ア 道路の幅員は、4 m 以上でなければならない。
- イ 主要な道路の幅員は、5 m 以上でなければならない。
- ウ 主要な道路は、開発区域外の幅員 5 m 以上の道路（開発区域の周辺の道路状況によりやむをえないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していなければならない。

(2) 構造

道路は、簡易舗装、その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が付されていないなければならない。

(3) 側溝

道路には、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街渠その他の適当な施設が設けられなければならない。

(4) 縦断勾配

道路の縦断勾配は、9 % 以下であること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむをえないと認められる場合は、その延長がおおむね 120m 以下で、かつ、すべり止め処理をした場合に限り 12% 以下とすることができる。

(5) 隅切り

歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は歩道のない道路の曲がり角は、付表 1 の値を標準長として定めること。

(6) 行き止まり道路

道路は、行き止まり道路としてはならない。ただし、次の場合は、行き止まり道路とすることができる。

- ア 幅員 4 m 以上の道路で延長が 35m 以内であるもの
- イ 道路の幅員が 4 m 以上 6 m 未満であり、かつ、当該道路の終端に付表 2 を標準とした転回広場又は車返しを設けたもの
- ウ 道路の幅員が 6 m 以上のもの

(7) 階段道路

- ア 道路は、階段状でないこと。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路で、通行の安全上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。
- イ 階段道路は、その高さが 4 m を超えるものにあつては、高さ 4 m 以内ごとに踏幅 1.4m 以上の踊場を設け、踏面は 26cm 以上、けあげは 18cm 以下を標準とすること。

(8) 防護施設

通行上危険のある箇所には、防護さくその他適当な防護施設を設けなければならない。

3 消防水利

消防に必要な水利として利用できる河川、池沼その他の水利が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条第 1 項の規定による勧告に係る基準に適合していない場合は、当該基準に適合した貯水施設を設置しなければならない。

4 排水施設

(1) 設置

- ア 排水施設は、付表 3 を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する廃水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効かつ適切に排出できるものでなければならない。この場合において、放流先の排水能力によりやむをえないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池、その他の適当な施設を設けることを妨げない。
- イ 排水施設は、放流先の排水施設等の排水又は利水に支障を及ぼさないように、開発区域外の下水道、排水路、その他排水施設又は河川、その他の公共の水域に接続していなければならない。
- ウ 雨水（処理された汚水、その他の汚水でこれと同程度以上に清浄であるものを含む。）以外の下水は、原則として、暗渠によって排出できるように定められなければならない。ただし、合併浄化槽により処理された汚水については、開渠で放流することができる。

(2) 構造

- ア 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造でなければならない。
- イ 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造られなければならない。
- ウ 排水施設は、道路その他の排水施設の維持管理上支障がない場所に設けなければならない。
- エ 排水施設のうち暗渠である構造の部分の内径又は内法幅は 20cm 以上とし、ます又はマンホールは、管渠の始点、下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所その他管渠の維持管理上必要な箇所に設けなければならない。

(3) 終末処理

- ア 開発地域における終末処理施設の構造については、公共下水道等処理予定区域（以下「下水処理予定区域」という。）を除き合併処理浄化槽での処理とし、下水処理予定区域及び相当な理由により合併処理浄化槽での処理ができない区域は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の規定に適合したし尿浄化槽及び雑排水処理槽を整備するものとする。ただし、開発区域環境条件により、この基準を適用することが著しく不適當な場合には、その地域の状況に応じて、適正な施設を整備するものとする。

5 給水施設

水道、その他の給水施設は、開発区域の規模、形状及び周辺の状態並びに予定建築物の用途等を勘案して、当該開発区域について想定される需用に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されなければならない。

6 地盤

- ア 開発区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤の沈下又は開発区域外の地盤の隆起が生じないように土の置き換え、水抜きその他の措置が講ぜられていなければならない。
- イ 開発によってがけが生ずる場合には、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限りそのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配がとられていなければならない。

- ウ 切土をする場合において、切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように、杭打ち、土の置き換えその他の措置が講ぜられていなければならない。
- エ 盛土をする場合には、盛土に雨水その他地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講ぜられなければならない。
- オ 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講ぜられなければならない。

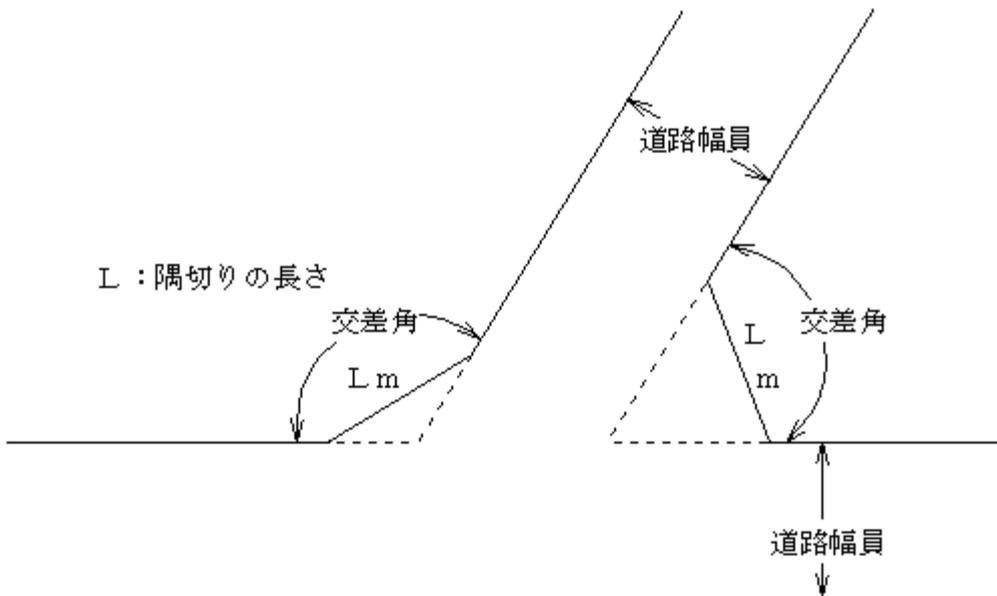
7 擁壁

- ア 開発によって生じたがけ面は、崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置が講ぜられなければならない。
- イ 切土をした土地の部分に生ずる高さが2 mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1 mを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さ2 mを超えるがけのがけ面は、擁壁で覆わなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次の1に該当するものがけ面については、この限りでない。
 - 1 ① 土質が付表4の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの
 - ② 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5 m以内の部分。この場合において、アに該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は、連続しているものとみなす。
- ウ 小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下を一体のものとみなす。
- エ 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又は災害防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置が講ぜられた場合には、擁壁の設置を要しないものとする。
- オ 開発によって生ずるがけのがけ面は、擁壁で覆う場合を除き、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対し、保護しなければならない。
- カ 擁壁の構造は、付表5を用いることとし、構造計算、実験等によって、土圧、水圧及び自重により擁壁が破壊、転倒及び沈下しないこと並びに擁壁の基礎がすべらないことが確かめられたものであること。
- キ 擁壁には、壁面の面積3 m²以内ごとに1箇の内径7.5cm以上の硬質塩化ビニール管又はこれに類する耐水材料を用いた水抜き穴を設け、擁壁の裏面で水抜き穴の周辺その他必要な場所には、砂利等の透水層が設けられていること。ただし、空積造その他の擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあっては、この限りでない。
- ク 高さが2 mを超える擁壁の構造は、無筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、間知石練積造、その他の練積造としなければならない。

付表1

隅切りの標準長

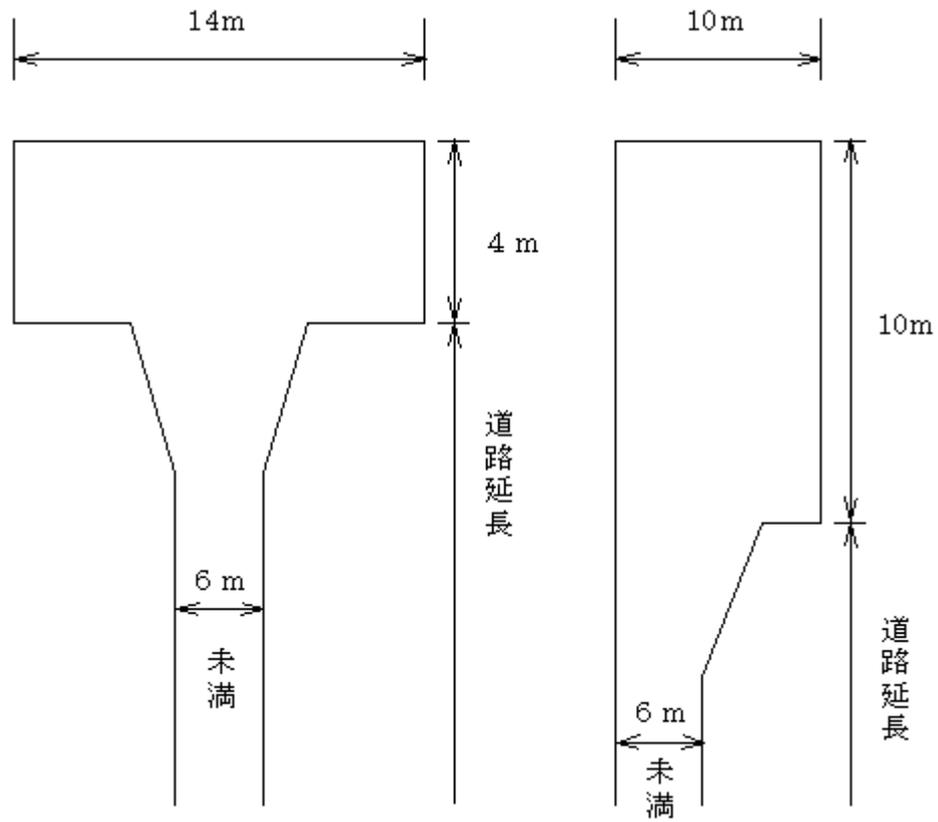
幅員 交 差 角	4 m		5 m		6 m		8 m		9 m		12m	
	90°		90°		90°		90°		90°		90°	
	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°	120°	60°
12m	3		4		5		5		5		6	
	2	4	3	5	4	6	4	6	4	6	5	8
9 m	3		4		5		5		5			
	2	4	3	5	4	6	4	6	4	6		
8 m	3		4		5		5					
	2	4	3	5	4	6	4	6				
6 m	3		4		5							
	2	4	3	5	4	6						
5 m	3		4									
	2	4	3	5								
4 m	3											
	2	4										



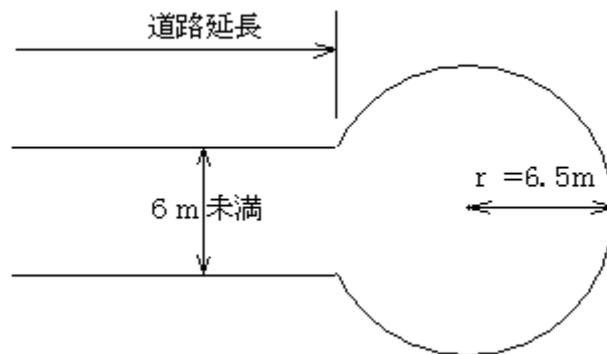
付表2

車返し及び転回広場

車返し



転回広場



付表 3

排水施設設置基準

雨水排水計画

1 計画雨水量の算定は、原則として次式による。

$$Q = C \cdot I \cdot A / 360$$

※ 区域全体の雨水を同一口径の管路又は同一断面の水路で処理する場合の降雨強度(I)は、48mm/時とする。

※ 区域内で流量により管路口径又は水路断面を次第に増大する場合は、次式により降雨強度を決定する。

$$I = a / (t + b) \quad Q : \text{計画雨水量 (m}^3/\text{秒)} \quad C : \text{流出係数}$$

$$t = t_1 + t_2 \quad I : \text{降雨強度 (mm/時)} \quad A : \text{集水面積 (ha)}$$

$$t_2 = L / (1.0 \times 60) \quad a : 4,800 \text{ (定数)} \quad b : 40 \text{ (定数)}$$

$$t : \text{流達時間 (min)} \quad t_1 : \text{流入時間 7分 (min)}$$

$$t_2 : \text{懸案地点までの流下時間 (min)}$$

$$L : \text{懸案地点までの距離 (m)}$$

2 Cの値については、下記のとおりとする。

(ア) 山地におけるゴルフ場等の造成の流出係数值

急 な 山 地	0.75~0.90
三 紀 層 山 地	0.70~0.80
起伏のある山地及び樹林	0.50~0.75

(注) 樹林より草地化による増加値 0.1 を加える。

(イ) 山地における宅地造成の流出係数值

山 地 の 宅 地	0.75~0.90
-----------	-----------

(ウ) 平坦地における流出係数值

敷地内に間地が非常に少ない商業地域や類似の住宅地域	0.80
浸透面の野外作業場等の間地を若干持つ工場地域や庭が若干ある住宅地域	0.65
住宅公団団地等の中層住宅団地や一戸建住宅の多い地域	0.50
ゴルフ場等	0.40

汚水排水計画

- 1 計画汚水量の算定は、次式によるものとする。

$$Q = (Q_d \times K \times B \times N + J) / (24 \times 60 \times 60)$$

Q : 計画最大汚水量 (m³/秒) Q_d : 1人1日最大計画汚水量
(0.47m³/日)

K : ピーク時間の割増 (1.5) B : 地下水浸透率 (1+0.15)

N : 計画人口 (住宅戸数×4.5人) J : 事業所等の廃水量 (m³/日)

排水施設の流下能力算定

- 1 排水施設の管路及び開水路については、次式により算定する。

$$Q = A \cdot V \quad V = (1/n) \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Q : 流量 (m³/秒) n : 粗度係数 (0.015)

V : 流速 (m/秒) R : 径深 = A/P (m)

P : 潤辺 (m) I : 勾配

- 2 水路の流下能力の安全率・流速及び勾配は、原則として次のとおりとすること。

(1) 安全率 管路・・・1.5倍 (7割断面)

 開渠・・・1.2倍 (8割断面)

(2) 流速 0.8m/秒～3.0m/秒以内とする。

(3) 勾配 下流に行くに従い次第に小さくする。

- 3 管路の最小管径は、200mm とする。

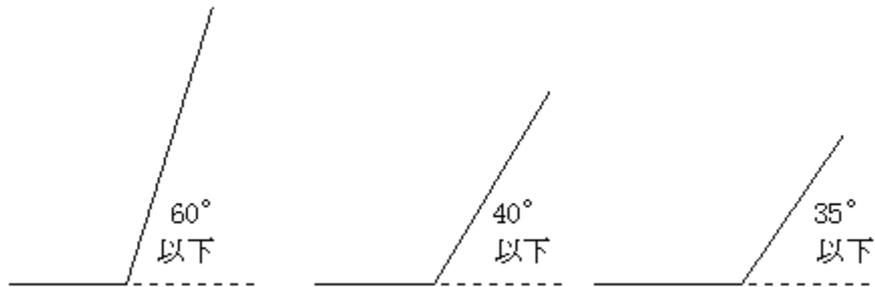
- 4 管路の土被りは、国・県道については道路管理者と協議し決定するものとし、町道の車道部は1.2m以上、歩道部は0.6m以上を原則とする。

付表4

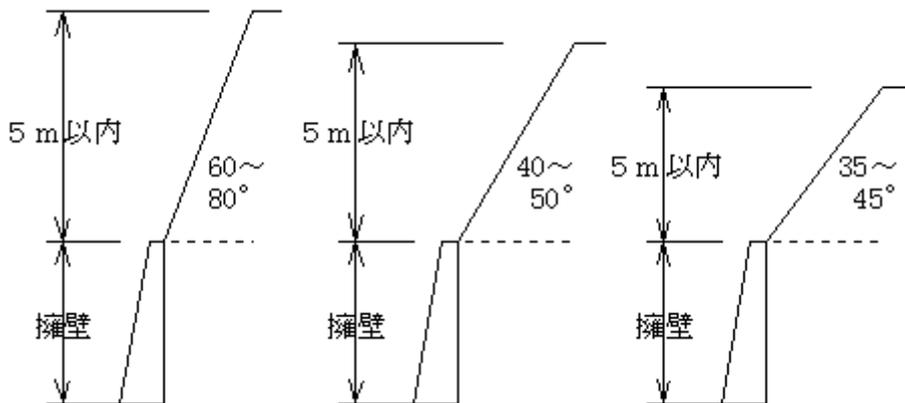
擁壁の設置

土質	軟岩（風化の著しいものを除く。）	風化の著しい岩	砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの
擁壁を要しない勾配の上限	60°	40°	35°
擁壁を要する勾配の下限	80°	50°	45°

① 中欄



② 下欄



付表5

(1) 練積み造の擁壁

土質		擁壁下端部水平幅			擁壁上端部水平幅
		勾配	70° ~75° 以下 (約3分勾配)	60° ~75° 以下 (約4分勾配)	
第1種	岩、岩層、砂利 又は砂利交じり砂	直高2mまで40cm 2~3mまで50cm	直高2mまで40cm 2~3mまで45cm 3~4mまで50cm	直高3mまで40cm 3~4mまで45cm 4~5mまで60cm	40cm以上 (石材等の 控え長 30cm以上)
第2種	真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	2mまで50cm 2~3mまで70cm	2mまで45cm 2~3mまで60cm 3~4mまで75cm	2mまで40cm 2~3mまで50cm 3~4mまで65cm 4~5mまで80cm	
第3種	その他の土質	2mまで85cm 2~3mまで90cm	2mまで75cm 2~3mまで85cm 3~4mまで105cm	2mまで70cm 2~3mまで80cm 3~4mまで95cm 4~5mまで120cm	

土質	根入	水抜	勾配	縦目地	裏コンクリート	裏込下端幅
第1種	35cm以上で 高さの15% 以上	3m ³ 以内 1箇所 内径75mm 以上	H: 3mまで 3分勾配	L=10m内 に1箇所	石材の控え長 とコンクリート でもって一 体の擁壁とす る。	切土の場合 30cm程度
第2種			H: 4mまで 4分勾配			盛土の場合 60cm程度 又は直高の 30/100のい ずれか大きい 方の数値
第3種			H: 5mまで 5分勾配			

(2) 擁壁の設計条件

名 称	設 計 条 件								
	単位重量 kg/m ³		許容応力 kg/cm ³		安全度	滑動の 安全率	転倒の 安全率	土圧係数	水平震度
	コンク リート	土 砂	コンク リート	鉄 筋					
重力式擁壁	2,350	1,800	40	1,600	合力の作用点 がフーチング の中央1/3 以内にあるこ と。	2.0 以上	1.5 以上	砂、砂利 0.35 砂質土 0.40 シルト粘土 又はそれら を多量に含 む土質 0.50	0.20
突けた鉄 筋コンク リート擁 壁	2,500		70						
扶壁式鉄 筋コンク リート擁 壁									

○東吾妻町土地開発事業等審査会設置規程（案）

平成18年東吾妻町訓令第25号廃止 → 令和 年 月 日告示第 号制定

（設置）

第1条 この告示は、仮：東吾妻町豊かな自然環境の保全及び利用の手続等に関する条例（令和 年東吾妻町条例第 号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、開発行為に関する総合的な調整を行うため、東吾妻町土地開発事業等審査会（以下「審査会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審査会は、条例の目的を達成するために必要な事項を審査し、調査し、又は検討するとともに、町長に意見を述べるものとする。

（組織）

第3条 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副町長をもって充てる。

3 委員は、開発行為に関係する課長をもって充てる。

4 町長は、必要に応じ専門的知識を有する者を専門委員として委嘱することができる。

（委員長及び委員長代理）

第4条 委員長は、審査会を統括する。

2 委員長代理は、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、東吾妻町課設置条例（平成18年東吾妻町条例第5号）に規定する課の設置順序により、委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 審査会の会議において、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

（報告）

第6条 委員長は、審査会の会議経過及び結果を町長に報告しなければならない。

（報酬及び費用弁償）

第7条 専門委員の報酬及び費用弁償は、東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年東吾妻町条例第38号）に基づき支給する。

（庶務）

第8条 審査会の庶務は、〇〇課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 年 月 日から施行する。

本報告書について

本報告書は、自治体による景観行政、開発行為の規制、さらに開発行為のうち特に太陽光発電を目的とする行為の規制等について、関連する法律や国の方向性、群馬県や県内自治体の動向について概況をまとめたものである。

なお、本報告書は、作成時点で入手可能な一般公開されている公的機関の諸情報を基礎としてとりまとめたものであるため、他に使用する際にはあらためての確認が必要である。

【作成・編集】 東吾妻町役場 企画課 企画調整係

〒377-0892

群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 1046 番地

TEL 0279-68-2111(代表)

FAX 0279-68-4900(代表)

E-mail kikaku@town.higashiagatsuma.gunma.jp

別添資料 1 開発規制等条例の参考例

大阪府吹田市

景観行政団体

約 374,500 人

吹田市開発事業の手続等に関する条例

平成 16 年 3 月 31 日条例第 13 号

この条例は、大規模開発事業又は中規模等開発事業（以下「開発事業」という。）に関する必要な手続並びに公共施設及び公益的施設の整備に関する基準その他必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の保全及び形成を図り、もって土地利用における公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (基本理念)
- (市の責務)
- (事業者の責務)
- (市民の責務)
- (適用範囲)
- (1 の開発事業とみなす場合)
- (適用除外)
- (総合計画への適合等)
- (地区計画の活用等)
- (大規模開発事業の構想の届出)
- (大規模開発事業の構想の周知等)
- (構想の取下げ)
- (大規模開発事業事前相談申出書の提出)
- (説明会の開催等)
- (説明報告書に対する意見等)
- (説明報告書等の閲覧等)
- (事前協議の承認)
- (事前協議承認通知書の交付)
- (開発事業の着手の制限)
- (工事の施工方法等に関する協定の締結)
- (着手の届出等)
- (事前相談申出書の再提出等)
- (変更協議の承認等)
- (完了の届出等)
- (公共施設の管理、帰属等)
- (公益的施設の管理及び寄附)
- (開発事業の廃止等)
- (道路の整備等)
- (公園、緑地等の整備)
- (排水施設の整備等)
- (消防水利の整備)
- (公共施設の整備についての要請に対する協力)

第 2 節 公益的施設の整備基準

- (消防施設等の整備)
- (集会施設等の整備)
- (ごみ置場の整備)
- (学校等の用地の確保等)
- (公益的施設の整備についての要請に対する協力)

第 3 節 予定建築物の敷地面積の基準等

- (住宅の敷地面積等の基準)
- (単身者向住宅の建築)

第 4 節 その他の基準等

- (環境への配慮)
- (生活環境の保全)
- (福祉のまちづくり)
- (大規模小売店舗又は中規模小売店舗の建築)
- (工業地域内における住宅開発)
- (駐車施設の整備等)
- (緑化の推進等)
- (文化財の保護)
- (水道施設の整備に係る協議)

第 5 章 雑則

- (事前協議経過書の閲覧等)
- (適用条件の調整等)
- (開発事業の承継)
- (報告の聴取)
- (立入調査)
- (勧告)
- (命令)
- (公表)
- (委任)

第 6 章 罰則

- (施行期日)
- (経過措置)
- (施行期日)
- (以下省略)
- (施行期日)
- (以下省略)
- (施行期日)
- (経過措置)

長野原町

景観行政団体

約 5,500 人

長野原町開発事業等の適正化に関する条例

平成 3 年 9 月 12 日条例第 18 号

この条例は、町内において施行される開発事業等に関し、法令に定めがあるもののほか、秩序あるまちづくりのための基本的な事項を定めることにより、土地利用の調整並びに自然環境及び景観の保全形成を図り、町民の健康で文化的な生活環境の維持及び向上を推進するとともに、地域の歴史及び風土の特殊性を考慮した調和のとれたまちづくりを進めることを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (町の責務)
- (事業者の責務)
- (適用の対象)
- (特別地域の指定)

第 2 章 開発事業等の審査

- (協議及び審査)
- (指導及び勧告)
- (環境及び景観協定)
- (承認又は不承認)
- (開発事業等の変更)
- (工事の届出等)
- (検査及び改善)

第 3 章 承認の基準

- (一般的基準)
- (特別地域における基準)

第 4 章 長野原町土地開発事業審議会

- (設置等)

第 5 章 雑則

- (違反に対する措置)
- (委任)

孺恋村

景観行政団体

約 9,800 人

孺恋村開発事業等の適正化に関する条例

平成 3 年 3 月 21 日条例第 11 号

この条例は、村内において施行される開発事業等に関し、法令に定めがあるもののほか、秩序あるむらづくりのための基本的な事項を定めることにより、土地利用の調整、水資源の保全並びに自然環境及び景観の保全形成を図り、村民の健康で文化的な生活環境の維持及び向上を推進するとともに、活火山である浅間山及び白根山に近接する風土の特殊性を考慮した調和のとれたむらづくりを進めることを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (村の責務)
- (事業主の責務)
- (適用の対象)
- (環境保全地域の指定)

第 2 章 開発事業等の許可

- (事業計画の許可)
- (指導及び勧告)
- (環境及び景観保全に関する協定)
- (許可又は不許可)
- (開発事業等の変更)
- (工事の届出等)
- (検査及び改善)

第 3 章 許可の基準

- (一般的基準)
- (環境保全地域における基準)

第 4 章 孺恋村土地開発事業審議会

- (設置等)

第 5 章 雑則

- (違反に対する措置)
- (委任)

高山村

景観行政団体

約 3,700 人

高山村開発事業等の適正化に関する条例

平成 6 年 9 月 26 日条例第 14 号

この条例は、村内において施行される開発事業等に関し、法令に定めがあるもののほか、秩序あるむらづくりのための基本的な事項を定めることにより、土地利用の調整及び自然環境並びに景観の保全形成を図り、村民の健康で文化的な生活環境の維持向上を推進するとともに、村の歴史、風土を考慮した調和の取れたむらづくりを進めることを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (村の責務)
- (事業主の責務)
- (適用の対象)
- (環境保全地域の指定)

第 2 章 開発事業等の審査

- (協議及び審査)
- (指導及び勧告)
- (環境及び景観協定)
- (承認又は不承認)
- (開発事業後の変更)
- (工事の届出等)
- (検査及び改善)

第 3 章 承認の基準

- (一般的基準)
- (環境保全地域における基準)

第 4 章 高山村土地開発事業審議会

- (設置等)

第 5 章 雑則

- (違反に対する措置)
- (委任)

沖縄県八重瀬町

景観行政団体

約 31,000 人

八重瀬町開発行為の手続等に関する条例

平成 26 年 3 月 5 日条例第 11 号

この条例は、八重瀬町(以下「町」という。)において行われる開発行為の手続等に関し必要な事項を定めることにより、無秩序な開発行為を防止し、町土の秩序ある発展及び町民の生活環境の保全形成に資することを目的とする。

(目的)

- (用語の定義)
- (町等の責務)
- (適用範囲)
- (適用除外)
- (協議)
- (開発行為の承認)
- (変更の承認)
- (開発行為承認等の表示)
- (周辺地域との調整)
- (開発協定の締結)
- (届出等)
- (公共・公益施設の整備)
- (道路等の整備)
- (公園、緑地等の整備)
- (消防水利施設の設置)
- (排水施設の整備等)
- (水道施設の整備)
- (環境衛生の措置)
- (文化財の保存)
- (自然環境の保全)
- (採石場跡地の崩落防止等)
- (民間開発により生じる公共・公益施設の工事における配慮)
- (民間開発により生じる公共・公益施設の検査)
- (民間開発により生じる公共・公益施設の管理及び帰属)
- (指導又は助言)
- (勧告)
- (命令)
- (公表)
- (立入調査)
- (その他)

山梨県北杜市

景観行政団体

約 45,000 人

北杜市まちづくり条例

平成 23 年 3 月 25 日条例第 2 号

この条例は、北杜市のまちづくりについて、その基本理念を実現するための施策の策定、土地利用及び建築等に関する事項を定めることにより、秩序ある土地利用及び市民参加によるまちづくりを推進し、もって優れた自然と美しい風景に調和した北杜市の創造に資することを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (まちづくりの基本理念)
- (市民等の責務)
- (土地の所有者等及び事業者の責務)
- (市の責務)

第 2 章 まちづくりに関する施策等

- (まちづくり計画の策定等)

第 3 章 地区まちづくり

- (地区まちづくり市民委員会)
- (地区まちづくり計画)
- (地区まちづくり計画案の策定)
- (地区まちづくり計画の認定)
- (地区まちづくり計画の変更)
- (まちづくり調整地区の指定等)
- (調整地区における市民組織)
- (開発事業における地区まちづくり計画の尊重等)
- (協定の締結)

第 4 章 建築計画に係る届出等

第 5 章 開発事業等の手続

- (まちづくり計画等への適合)
- (適用対象事業)
- (適用除外)
- (市長との協議)
- (近隣関係者等への説明)
- (近隣関係者の範囲)
- (土地利用審議会等)
- (開発事業の同意)
- (開発協定)
- (工事の着手)
- (届出)
- (工事の完了検査)
- (同意の失効)
- (同意の取消し)
- (措置命令)
- (措置の届出)
- (勧告等)
- (立入検査)
- (公共施設の譲渡)
- (大規模土地取引行為の届出)
- (大規模土地取引行為の届出に対する助言)
- (開発事業構想の届出等)
- (開発事業構想に対する指導又は助言)
- (開発事業構想の公開等)
- (大規模開発事業に対する意見書の提出)
- (大規模開発事業に関する意見書に対する見解書の提出)
- (見解書の説明等)
- (まちづくりアドバイザー)
- (まちづくりの支援)
- (表彰)
- (公表)
- (委任)
- (罰則)

埼玉県さいたま市

景観行政団体

約 1,264,000 人

さいたま市開発行為の手続に関する条例

平成 20 年 12 月 24 日条例第 54 号

この条例は、事業者が開発行為を行う場合において、関係法令等に定めがあるもののほか、地区計画等の都市計画への適合、公共公益施設の整備、周辺環境への配慮に関する市及び公共公益施設の管理者等との協議等について、事業者が行うべき手続その他必要な事項を定めることにより、開発行為の円滑かつ適正な実施を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (適用範囲)
- (市の責務)
- (事業者の責務)

第 2 章 開発行為に関する手続

第 1 節 開発行為の計画に関する相談等

- (事前相談)
- (標識の設置)
- 第 2 節 開発行為の計画に関する協議
- (公共公益施設管理者等との協議先等決定申請)
- (公共公益施設管理者等との協議等)

第 3 節 開発行為の承認申請等

- (開発承認の申請)
- (開発承認等)
- (変更承認等)
- (事業者の変更)
- (標識への記載及び修正)
- (廃止の届出等)
- (承認の取消し)

第 4 節 開発行為に関する工事の着手の届出等

- (工事の着手の届出)
- (中間検査)
- (完了検査)
- (検査完了証の交付等)
- (公共公益施設等の寄附)

第 3 章 補則

- (指導又は助言)
- (台帳の作成及び閲覧)
- (勧告)
- (命令)
- (報告等の徴収及び立入検査)
- (公表)
- (委任)

-

約 28,400 人

二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例

平成 29 年 9 月 11 日条例第 9 号

この条例は、本町における開発事業に関し、必要な手続並びに公共施設、公益施設及び開発事業の整備基準その他必要な事項を定めることにより、秩序あるまちづくりの促進を図り、もって本町の特性に応じた良好なまちづくりの実現に資することを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (町の責務)
- (町民及び事業者の責務)

第 2 章 開発事業に関する手続

- 第 1 節 大規模開発事業等の手続
 - (大規模開発事業等の基本構想の届出)
 - (大規模開発事業等の基本構想の周知)
 - (大規模開発事業等の基本構想に関する意見書)
 - (大規模開発事業等の基本構想に関する助言又は指導)
- 第 2 節 開発事業の協議手続
 - (開発事業計画の協議等)
 - (開発事業の周辺住民への周知)
 - (開発事業に関する意見書の提出等)
 - (再意見書の提出等)
 - (協議事項の通知)
 - (開発事業の協議申請等)
 - (承認書の交付等)
 - (協議、協定等の締結)
 - (開発事業を変更する場合の手続)
 - (工事着手の制限)
 - (工事着手等の届出)
 - (工事完了検査等)
 - (公共施設及び公益施設の管理及び帰属)

第 3 章 開発事業に係る紛争の予防及び調整

- (計画等における配慮事項)
- (あっせん)
- (調停)
- (紛争調停委員会の設置等)
- (あっせん又は調停のための要請)
- (工事の着手の延期又は工事の停止の要請)
- (あっせん又は調停のための要請に応じない場合の措置等)
- (手続の非公開)

第 4 章 雑則

- (適用除外)
- (地位の承継)
- (工事の停止、中止等の勧告)
- (是正命令等)
- (立入検査等)
- (公表)
- (委任)

第 5 章 罰則

- (罰則)
- (両罰規定)

景観行政団体

約 232,700 人

春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例

平成 24 年 12 月 14 日条例第 37 号

この条例は、開発事業に関する手続及び基準を定めること並びに周辺生活環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用に係る紛争の予防及び調整を図るため必要な事項を定めることにより、市、事業者及び市民等が一体となって、地域の特性に応じた良好な市街地の整備及び安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (市の責務)
- (事業者の責務)
- (市民等の責務)
- (総合振興計画等への適合)

第 2 章 開発事業審査会

- (設置)
- (所掌事務)
- (組織)
- (任期)
- (会長)
- (会議)
- (意見聴取等)
- (庶務)
- (委任)

第 3 章 開発事業の手続

- 第 1 節 特定開発事業
 - (特定開発事業構想の届出)
 - (特定開発事業構想の周知及び説明)
 - (特定開発事業構想の説明の報告及び意見提出)
 - (意見の配慮及び見解書提出)
 - (特定開発事業構想手続の終了)
 - (用途の変更)
 - (特定開発事業計画の届出)
 - (特定開発事業計画の周知及び説明)
 - (特定開発事業計画の説明の報告及び意見提出)
 - (意見に対する見解書提出)
 - (報告書の審査)
- 第 2 節 一般開発事業
 - (一般開発事業の協議)
 - (協議書の締結)
 - (一般開発事業の変更)
 - (工事着手等の制限等)
 - (工事着手及び完了の届出)
 - (工事の検査等)
 - (建築物による使用開始の制限)
 - (都計法第 36 条第 2 項の規定による検査を受ける開発行為の適用除外)
 - (一般開発事業の廃止等)

第 3 節 小規模開発事業

- (小規模開発事業の申請)
- (小規模開発事業の審査)
- (確認書の交付等)
- (工事着手等の制限等)
- (工事着手及び完了の届出)
- (小規模開発事業の廃止等)

第 4 章 技術基準

- (開発事業の道路後退基準)
- (道路後退用地の帰属)
- (一般開発事業技術基準)
- (小規模開発事業技術基準)

第 5 章 都計法に基づく開発許可等の基準

- (都計法第 33 条第 3 項の規定による技術的細目の強化又は緩和)
- (都計法第 33 条第 4 項の規定による最低敷地面積)
- (都計法第 34 条第 12 号の規定により定める開発行為)
- (令第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定により定める建築等)

第 6 章 特定開発事業に係る紛争のあっせん及び調整

- (あっせん)
- (勧告)
- (あっせんの打切り)
- (調整)
- (調整の打切り)
- (工事着手の延期等)

第 7 章 雑則

- (適用除外)
- (手続等の変更等)
- (事業者の承継)
- (公共施設の機能維持)
- (勧告)
- (命令)
- (立入調査)
- (公表)
- (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)
- (審査会への諮問)
- (委任)

第 8 章 罰則

兵庫県猪名川町

-

約 30,800 人

猪名川町開発事業の手続等に関する条例

平成 30 年 9 月 25 日条例第 26 号

この条例は、開発事業に関し、猪名川町（以下「町」という。）、開発事業者及び地域住民による相互理解と協力を促進するための手続その他必要な事項を定め、総合的な調整を行うことにより、地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るとともに、快適で秩序ある調和のとれたまちづくりを実現することを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (町の責務)
- (開発事業者の責務)
- (住民の責務)
- (紛争の解決)
- (まちづくりに係る計画等への適合)
- (地区計画等の活用)
- (適用範囲)
- (一の開発事業とみなす場合)

第 2 章 開発事業の手続

第 1 節 大規模開発事業の開発構想の周知等

- (開発構想届の提出)
- (開発構想に関する標識の設置)
- (開発構想の説明)
- (構想説明実施報告書の提出)
- (要望書の提出)
- (開発計画の策定)
- (開発構想の取下げ)

第 2 節 特定開発事業の事前協議等

- (事前協議)
- (開発計画に関する標識の設置)
- (開発計画等の説明)
- (計画説明実施報告書の提出)
- (開発計画に対する意見書の提出)
- (意見書に対する見解書の送付)
- (事前協議指導事項回答書の提出)
- (開発計画の変更)
- (開発事業の廃止)
- (開発協定)
- (開発協定の変更)
- (地位の承継)

第 3 節 小規模開発事業の事前協議等

- (事前協議)
- (開発計画等の説明)
- (計画説明実施報告書の提出)
- (事前協議指導事項回答書の提出)
- (開発計画の変更)
- (開発事業の廃止)

第 4 節 開発事業の施行等

- (開発事業の施行)
- (開発事業の工事の着手制限)
- (工事着手の届出)
- (工事完了の届出)
- (検査)
- (公共施設等の帰属等、移管)
- (工事保証期間)
- (帰属等の手続)
- (応分の負担)

第 3 章 紛争の解決

- (あっせん)
- (あっせんの終結等)
- (合意事項の履行義務)
- (手続の非公開)
- (あっせんの細則)

第 4 章 雑則

- (工事の着手延期等の勧告)
- (指導又は助言)
- (開発事業の台帳)
- (立入検査)
- (勧告)
- (公表)
- (過料)
- (委任)

熊本県西原村

景観行政団体

約 6,500 人

西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例

平成 21 年 12 月 11 日条例第 19 号

この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項の規定により定める西原村の基本構想及び西原村むらづくり推進条例（平成 15 年条例第 28 号）第 6 条の規定に基づき、魅力ある住みよい村づくりを推進するために、本村における開発行為等に関する手続その他必要な事項を定めることにより、無秩序な開発を防止し、村民の健康でかつ快適な生活を営むために必要な自然環境及び生活環境の形成及び確保を図ることを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的)
- (定義)
- (村の責務)
- (村民の責務)
- (開発者の責務)
- (適用の範囲)
- (適用除外)

第 2 章 開発行為の事前協議手続等

- (開発行為計画策定前の事前調査及び調整)
- (事前協議等)
- (利害関係者等への事前説明及び協議)
- (事前協議の審査)
- (庁内開発調整委員会)
- (事前協議の承認)
- (事前協議に係る継続協議)
- (開発行為の計画変更)
- (協定の締結等)
- (協定の遵守)
- (開発行為の取下げ)
- (開発行為の未着手及び再協議)
- (開発行為の廃止)
- (工事着手の届出)
- (工事完了の届出)
- (工事完了の検査)

第 3 章 公共施設等の整備及び引継ぎ等

- (公共施設等の整備及び引継ぎ等に関する事前協議)
- (公共施設等の帰属移管調査等)
- (公共施設等の管理引継ぎ及び土地の帰属)
- (用途変更)
- (瑕疵担保責任)

第 4 章 開発行為の基準等

- (開発行為の基準)
- (公共公益施設等の整備)
- (遺跡及び文化財の保護)
- (環境の保全)
- (災害の防止)
- (損失の補償等)
- (自然との調和)

第 5 章 公表等

- (立入調査等)
- (指導、勧告)
- (命令)
- (公表)
- (条例の不履行に対する処置)

第 6 章 雑則

- (開発審議会)
- (事業の承継)
- (許可等への配慮)
- (関係行政機関等への協力要請)
- (委任)

草津町

景観行政団体

約 6,200 人

草津町景観まちづくり条例

この条例は、草津町の景観まちづくりに必要な事項及び景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)の規定に基づく事項を定めることにより、先人が守り続けてきた豊富な温泉と豊かな自然環境に恵まれた郷土草津町の景観と環境を大切に守り、つくり、より快適で魅力的な町に育てることを目的とする。

第一章 総則

(目的)

(定義)

(街なみガイドライン)

(町の責務)

(町民の責務)

(事業者の責務)

第二章 景観計画

(景観計画)

(策定又は変更の手続き)

(景観形成重点区域等の指定)

第三章 法に基づく行為の届出等に関する事項

(事前相談)

(事前協議)

(行為の届出)

(届出を要しない行為)

(特定届出対象行為)

第四章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定の手続)

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第五章 勧告、命令等の手続等

(勧告、命令等の手続)

(勧告の公表)

(助言又は指導)

(既存の建築物等に対する要請)

(届出の対象とならないものに係る景観計画への適合)

第六章 大規模行為

(大規模行為指導基準)

(大規模行為の届出等)

(大規模行為指導基準の遵守)

(大規模行為指導基準に基づく指導及び勧告)

(報告等)

第七章 景観まちづくり協定

(景観まちづくり協定の締結)

(景観まちづくり協定の認定)

第八章 表彰及び助成

(表彰)

(助成)

第九章 草津町景観審議会

(草津町景観審議会の設置)

(組織等)

(審議会の運営)

第十章 雑則

(委任)

川場村

景観行政団体

約 3,500 人

川場村みんなで作る美しいむら条例

この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)を活用した美しいむらづくりに必要な事項を定めることにより、村の財産である農村の原風景を生かした美しいむらづくりを、村、村民、事業者及び交流者等が協力してみんなが進め、将来にわたって「美しい川場」の実現に寄与することを目的とする。

第1章 総則

(目的)

(基本理念)

(村の責務)

(村民の責務)

(事業者の責務)

(交流者の協力)

(定義)

第2章 景観形成

第1節 景観計画

(景観計画の策定)

(準景観地区、景観形成重点地区指定)

(地区指針)

第2節 行為の届出に関する事項

(届出を必要とする行為等)

(事前協議)

(景観計画で定める美しいむらづくりに関する基準への適合)

(審査)

(承認の基準)

(指導又は助言)

(勧告及び公表)

第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定手続き)

(景観重要建造物及び景観重要樹木等の管理の方法の基準)

第3章 眺望景観等の保全及び育成

(眺望景観保全育成への取組)

(眺望ポイントの指定)

(歴史的建造物保全への取組)

第4章 公共事業における美しいむらづくり

(公共事業等景観形成指針)

(先導的役割)

(国等に対する要請)

第5章 美しいむらづくりの推進施策

第1節 相談窓口の開設

(美しいむらづくり相談窓口の開設)

第2節 認定・援助・表彰・助成等

(美しいむらづくり団体の認定)

(美しいむらづくり活動団体への支援)

(表彰、助成等)

(景観重要建造物及び景観重要樹木等についての支援)

第3節 景観協定等

(美しいむらづくり協定)

(大規模事業者との景観協定)

第4節 美しいむらづくり審議会

(設置等)

第6章 雑則

(委任)

景観行政団体

約 130,200 人

海老名市住みよいまちづくり条例

平成 30 年 2 月 1 日条例第 1 号

この条例は、海老名市のまちづくりにおける市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本理念、まちづくりにおける市民参加の仕組み、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）の規定に基づく都市計画の手続、開発事業における手続や調整の仕組み及び開発事業の基準等を定めることにより、良好で健全な居住環境の確保、市民の福祉向上と活力あるまちの持続的な発展に寄与することを目的とする。

第 1 章 総則

- (目的) (工事の施工等)
- (定義) (工事の完了検査等)
- (基本理念) (公共施設及び公益施設の管理及び帰属)
- (市の責務) 第 7 節 開発事業の基準
- (市民の責務) (開発事業の基準)
- (事業者の責務) (公共施設、公益施設等の整備基準等)
- (まちづくりの計画) (災害の防止)

第 2 章 市民によるまちづくり

第 1 節 まちづくり重点計画

- (まちづくり重点地区推進協議会) (開発事業の基準)
- (協議会のまちづくり重点計画の案の作成) (公共施設、公益施設等の整備基準等)
- (まちづくり重点計画の認定) (災害の防止)
- (まちづくり重点計画の変更) (公害の防止)
- (まちづくり重点計画の取扱い) (電波障害の防止)

第 2 節 まちづくり市民活動計画

- (市民活動グループ) 第 8 節 都市計画法に定める開発許可の基準
- (まちづくり市民活動計画の案の作成) (都市計画法に定める開発許可の基準)
- (まちづくり市民活動計画の認定) (道路の幅員)
- (まちづくり市民活動計画の変更) (公園等の基準)
- (まちづくり市民活動計画の取扱い) (開発区域内の建築物の敷地面積の最低限度)

第 3 節 提案型地区計画制度

- (地区計画等の素案) 第 9 節 公共施設等の整備促進に関する基準
- (提案者による地区計画等の原案) (公共施設等の整備促進に関する基準)
- (地区計画等の原案の再提案) (海老名市道とするべき道路)
- (地区計画等の市の原案) (歩車道を分離すべき道路の幅員)

第 4 節 都市計画の決定又は変更の提案制度

- (都市計画の決定等の提案) (事業区域内の行き止まり道路の基準)
- (準用) (道路計画に関する協力)
- 第 5 節 まちづくりに対する支援 (公園等整備協力金)
- (まちづくりに対する支援) (公園等整備協力金の算定)

第 3 章 市の発意によるまちづくり

- (まちづくり重点地区の決定) 公園等整備協力金 = 開発区域面積の 3 パーセント × 相続税路線価等
- (まちづくり重点地区の計画概要) (小中学校の受入れ協議)
- (市のまちづくり重点計画の策定) (事業区域内等の建築物の敷地面積の最低限度)

第 4 章 地域へ配慮するまちづくり

- 第 1 節 開発事業による地域とまちづくりへの配慮 第 5 章 雑則
- (地域への配慮) (適用除外)
- (まちづくりへの配慮) (地位の継承)
- (開発事業に伴う地区計画及び建築協定) (一団の土地における開発事業)

第 2 節 大規模土地取引行為の届出等

- (大規模土地取引行為の届出等) (工事の停止、中止等の勧告)
- (市との協議) (是正命令等)
- 第 3 節 特定開発事業の構想届等 (立入検査等)
- (特定開発事業構想届) (公表)
- (特定開発事業の通知書) (委任)
- (特定開発事業の建築等抑制区域)

第 4 節 特定開発事業と大規模開発事業の開発基本計画書の手続等

- (特定開発事業と大規模開発事業の開発基本計画書)
- (特定開発事業と大規模開発事業の開発基本計画書の周知)
- (開発基本計画書の説明会)
- (開発基本計画書の意見書及び見解書)
- (開発基本計画書に対する指導又は助言)

第 5 節 通常の開発事業の開発基本計画書の手続等

- (通常の開発事業の開発基本計画書)
- (通常の開発事業の開発基本計画書の周知)

第 6 節 開発事業事前協議書の手続等

- (開発事業事前協議書)
- (開発事業事前協議書の周知)
- (開発事業事前協議書の説明会)
- (開発事業事前協議書の意見書及び見解書)
- (開発事業事前協議書の再説明会)
- (開発事業事前協議書の再意見書及び再見解書)
- (開発事業事前協議書に対する指導又は助言)
- (事前協議実施通知書)
- (事前協議の報告)
- (技術基準等の審査)
- (通知書の送付)
- (協議締結)
- (開発事業を変更する場合の手続)
- (開発事業の廃止)
- (工事着手の制限)
- (工事の着手と中断)

別添資料 2 太陽光発電を目的とする開発規制条例の参考例

前橋市

前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

平成 28 年 9 月 13 日条例第 54 号

この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第 1 章 総則

(目的)

(基本理念)

(定義)

(市の責務)

(市民の責務)

(土地所有者の責務)

(事業者の責務)

第 2 章 特別保全地区

(特別保全地区)

(特別保全地区の指定)

(特別保全地区の変更及び解除)

第 3 章 特別保全地区内の事業の許可

(届出)

(事前協議等)

(事業計画の許可)

(許可の基準等)

(変更の許可)

(標識の掲示)

(再生可能エネルギー発電設備の搬入車両への表示)

(着手の届出)

(完了の届出等)

(関係書類の閲覧)

第 4 章 前橋市再生可能エネルギー発電設備設置審議会

(所掌事務)

(組織)

(委員)

(会長及び副会長)

(会議)

第 5 章 雑則

(許可の取消し)

(措置命令)

(土地所有者等に対する措置)

(違反事実の公表)

(報告の徴収)

(立入検査等)

(手数料)

(手数料の減免)

(委任)

高崎市

高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例

平成 27 年 3 月 31 日条例第 32 号

この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定め、もって美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第 1 章 総則

(目的)

(基本理念)

(定義)

(市の責務)

(市民の責務)

(土地所有者等の責務)

(事業者の責務)

第 2 章 特別保全地区

(特別保全地区)

(特別保全地区の指定)

(特別保全地区の変更及び解除)

第 3 章 特別保全地区内の事業の許可

(届出)

(事前協議等)

(事業計画の許可)

(許可の基準等)

(変更の許可)

(標識の掲示)

(再生可能エネルギー発電設備の搬入車両への表示)

(関係書類の閲覧)

(着手の届出)

(完了の届出等)

第 4 章 雑則

(許可の取消し)

(措置命令)

(土地所有者等に対する措置)

(違反事実の公表)

(報告の徴収)

(立入検査)

(高崎市再生可能エネルギー発電設備設置審議会)

(手数料)

(委任)

桐生市

桐生市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（案）

-

この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた再生可能エネルギー発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第1章 総則

(目的)

(基本理念)

(定義)

(市の責務)

(市民の責務)

(土地所有者等の責務)

(事業者の責務)

第2章 特別保全地区

(特別保全地区)

(特別保全地区の指定)

(特別保全地区の変更及び解除)

第3章 特別保全地区内の事業の許可

(届出)

(事前協議等)

(事業計画の許可)

(許可の基準等)

(変更の許可)

(標識の掲示)

(再生可能エネルギー発電設備の搬入車両への表示)

(着手の届出)

(完了の届出等)

(関係書類の閲覧)

第4章 桐生市再生可能エネルギー発電設備設置審議会

(設置)

(所掌事務)

(組織)

(委員)

(会長及び副会長)

(会議)

第5章 雑則

(許可の取消し)

(措置命令)

(土地所有者等に対する措置)

(違反事実の公表)

(報告の徴収)

(立入検査)

(手数料)

(手数料の減免)

(委任)

太田市

太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

平成27年9月28日条例第46号

この条例は、環境、景観等と調和のとれた太陽光発電設備の設置について必要な事項を定め、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図るとともに、住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第1章 総則

(目的)

(基本理念)

(定義)

(市の責務)

(市民の責務)

(土地所有者等の責務)

(事業者の責務)

第2章 特別保全地区

(特別保全地区)

(特別保全地区の指定)

(特別保全地区の変更及び解除)

第3章 特別保全地区内の事業の許可

(届出)

(事前協議等)

(事業計画の許可)

(許可の基準等)

(変更の許可)

(標識の掲示)

(太陽光発電設備の搬入車両への表示)

(着手の届出)

(完了の届出等)

(関係書類の閲覧)

第4章 太田市太陽光発電設備設置審議会

(設置)

(所掌事務)

(組織)

(委員の任期)

(会長及び副会長)

(会議)

第5章 雑則

(許可の取消し)

(措置命令)

(土地所有者等に対する措置)

(違反事実の公表)

(報告の徴収)

(立入検査等)

(手数料)

(委任)

渋川市

渋川市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

令和元年9月11日条例第20号

この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第1章 総則

- (目的)
- (基本理念)
- (定義)
- (市の責務)
- (市民の責務)
- (土地所有者等の責務)
- (事業者の責務)

第2章 保全地区

- (保全地区の指定)
- (保全地区)
- (保全地区の変更及び解除)
- (届出)
- (事前協議等)
- (事業計画の許可)
- (許可の基準)
- (変更の許可)
- (標識の掲示)
- (太陽光発電設備の搬入車両への表示)
- (着手の届出)
- (完了の届出等)
- (関係書類の閲覧)

第4章 渋川市太陽光発電設備設置審議会

- (設置)
- (所掌事務)
- (組織)
- (委員)
- (会長及び副会長)
- (会議)

第5章 雑則

- (許可の取消し)
- (措置命令)
- (土地所有者等に対する措置)
- (違反事実の公表)
- (報告の徴収)
- (立入検査等)
- (手数料)

富岡市

富岡市自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

平成30年3月20日条例第23号

この条例は、自然環境、景観等と調和のとれた太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって住民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

第1章 総則

- (目的)
- (基本理念)
- (定義)
- (市の責務)
- (市民の責務)
- (土地所有者等の責務)
- (事業者の責務)

第2章 保全地区

- (保全地区)
- (保全地区の変更及び解除)
- (届出)
- (事前協議等)
- (事業計画の許可)
- (許可の基準等)
- (変更の許可)
- (標識の掲示)
- (太陽光発電設備の搬入車両への表示)

第3章 保全地区内の事業の許可

- (届出)
- (事前協議等)
- (事業計画の許可)
- (許可の基準等)
- (変更の許可)
- (標識の掲示)
- (太陽光発電設備の搬入車両への表示)
- (着手の届出)
- (完了の届出等)
- (関係書類の閲覧)

第4章 富岡市太陽光発電設備設置審議会

- (設置)
- (所掌事務)
- (組織)
- (委員)
- (会長及び副会長)
- (会議)

第5章 雑則

- (許可の取消し)
- (措置命令)
- (土地所有者等に対する措置)
- (違反事実の公表)
- (報告の徴収)
- (立入検査等)
- (手数料)
- (手数料の減免)
- (委任)

安中市

安中市における太陽光発電設備の設置に関する条例

平成29年9月21日条例第24号

この条例は、太陽光発電設備の設置に関して必要な事項を定めることにより、無秩序な太陽光発電設備の設置の抑制を図り、もって住民の良好な生活環境を保全し、及び安全かつ安心な生活を確保することを目的とする。

- (目的)
- (定義)
- (設置者の責務)
- (土地所有者等の責務)
- (注視区域)
- (抑制区域)
- (適用範囲)
- (設置の同意)
- (同意の基準)
- (同意の制限)
- (変更の同意)
- (住民等への説明等)
- (開始等の届出)
- (標識の掲示)
- (設置の完了の確認)
- (報告の徴収及び立入調査等)
- (指導、助言又は勧告)
- (公表)
- (委任)